# 平成 20 年 12 月期 (平成 20 年 7 月 1 日~平成 20 年 12 月 31 日) 決算短信 平成 21 年 2 月 13 日

不動産投信発行者名 日本ビルファンド投資法人 上場取引所 東 コード番号 URL http://www.nbf-m.com/nbf/ 8951

表 代 執行役員 阿部 定文

日本ビルファンドマネジメント株式会社 代表取締役社長 資産運用会社名 代 表者

問合せ先責任者 投資本部でおいながっ 秋元 康志 TEL 03-6259-8681

有価証券報告書提出予定日 平成 21 年 3 月 30 日 分配金支払開始予定日 平成21年3月9日

# 1. 20年12月期の運用、資産の状況(平成20年7月1日~平成20年12月31日)

(百万円未満切捨て)

#### (1)運用状況

(%表示は対前期増減比)

|                   | 営業収益                             | 営業利益                               | 経常利益   |
|-------------------|----------------------------------|------------------------------------|--|
|                   | 百万円 %                            | 百万円 %                              | 百万円 %  |
| 20年12月期<br>20年6月期 | 31, 218 (3. 8)<br>30, 087 (8. 2) | 14, 590 ( 0. 4)<br>14, 529 (16. 6) | $ \begin{array}{ccc} 12,061 & (\triangle 1.3) \\ 12,222 & (19.5) \end{array} $ |

|         | 当期純利益                     | 1 口当たり<br>当期純利益 | 自己資本<br>当期納日益率 | 総資産<br>経常利益率 | 営業収益<br>経常利益率 |
|---------|---------------------------|-----------------|----------------|--------------|---------------|
|         | 百万円 %                     | 円               | %              | %            | %             |
| 20年12月期 | 12,060 ( $\triangle$ 1.3) | 22, 252         | 3.0            | 1.6          | 38.6          |
| 20年 6月期 | 12, 221 (19. 5)           | 22, 831         | 3. 2           | 1. 7         | 40.6          |

### (2)分配状況

|                   | 1 口当たり分配<br>金(利益超過分配<br>金は含まない) | 分配金総額                     | 1口当たり<br>利益超過分配金 | 利益超過<br>分配金総額 | 配当性向                | 純 資 産配 当 率        |
|-------------------|---------------------------------|---------------------------|------------------|---------------|---------------------|-------------------|
| 20年12月期<br>20年6月期 | 円<br>22, 252<br>22, 549         | 百万円<br>12, 060<br>12, 221 | 円<br>一<br>一      | 百万円<br>一<br>一 | %<br>99. 9<br>99. 9 | %<br>3. 0<br>3. 1 |

<sup>(</sup>注) 配当性向については小数点第1位未満を切捨てにより表示しております。

# (3) 財政状態

|                   | 総資産額                        | 純資産額                        | 自己資本比率              | 1口当たり純資産額                 |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------------|
| 20年12月期<br>20年6月期 | 百万円<br>766, 248<br>725, 626 | 百万円<br>398, 236<br>398, 397 | %<br>52. 0<br>54. 9 | 円<br>734, 753<br>735, 050 |

<sup>(</sup>参考)自己資本 20年12月期 398,236百万円 20年6月期 398, 397 百万円

### (4)キャッシュ・フローの状況

|         | 営業活動による   | 投資活動による   | 財務活動による   | 現金及び現金同等物 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | キャッシュ・フロー | キャッシュ・フロー | キャッシュ・フロー | 期末残高      |
|         | 百万円       | 百万円       | 百万円       | 百万円       |
| 20年12月期 | 20, 045   | △39, 575  | 25, 781   | 37, 575   |
| 20年 6月期 | 20, 563   | △54, 046  | 37, 426   | 31, 324   |

# 2. 21年6月期の運用状況の予想(平成21年1月1日~平成21年6月30日)

(%表示は対前期増減比)

|    | 営業収益                | 営業利益                   | 経常利益                   | 当期純利益                  | 1口当たり分配金<br>(利益超過分配金<br>は含まない) | 1口当たり<br>利益超過分配金 |
|----|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|------------------|
| 通期 | 百万円 % 30,658 (△1.8) | 百万円 %<br>13,853 (△5.1) | 百万円 %<br>11,111 (△7.9) | 百万円 %<br>11,111 (△7.9) | 円<br>20, 500                   | 日田               |

<sup>(</sup>参考)1口当たり予想当期純利益(通期)20,500円

#### 3. その他

# (1) 会計方針の変更

① 会計基準等の改正に伴う変更 有

② ①以外の変更 有

(注) 詳細は26ページ「会計方針の変更に関する注記」及び「表示方法の変更に関する注記」をご覧下さい。

### (2) 発行済投資口数

① 期末発行済投資口数(自己投資口を含む) 20年12月期 542,000口

20年 6月期 542,000 口

② 期末自己投資口数 20年12月期 0口

20年 6月期 0口

(注) 1口当たり当期純利益の算定の基礎となる投資口数については、32ページ「1口当たり情報」をご覧ください。

## ※ 運用状況の予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている運用状況の見通し等の将来に関する記述は、本投資法人が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の運用状況等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。運用状況の予想の前提条件については、17 ページ記載の「平成 21 年 6 月期(平成 21 年 1 月 1 日~平成 21 年 6 月 30 日)及び平成 21 年 12 月期(平成 21 年 7 月 1 日~平成 21 年 12 月 11 日~平成 11 年 11 日 11 日

### 1. 投資法人の関係法人

最近の有価証券報告書(平成20年9月26日提出)における「投資法人の仕組み」から重要な変更がないため 開示を省略します。

### 2. 運用方針及び運用状況

#### (1) 運用方針

最近の有価証券報告書(平成20年9月26日提出)における「投資方針」、「投資対象」、「分配方針」から重要な変更がないため開示を省略します。

## (2) 運用状況

① 当期の概況

#### A. 投資法人の主な推移

本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)に基づき、平成13年3月16日に設立され、同年9月に東京証券取引所不動産投資信託証券市場(J-REIT市場)に上場(銘柄コード8951)いたしました。本投資法人は、主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資することによって、中長期的な観点から、本投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保を基本方針として運用を行い、平成14年3月の第1期の利益分配実施以後、前期の第14期まで14回の利益分配を行ってまいりました。

# B. 投資環境と運用実績

当期の日本経済は、米国サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱や株式・為替市場の大幅な変動等が企業収益、設備投資及び個人消費等に影響を及ぼし、景気の後退感が強まりました。またオフィスビル賃貸市場におきまして、空室率は数年来低水準で推移してきましたが、国内景気の先行き不透明感が増す中、全般的に上昇傾向が見られました。不動産流通市場におきましても、金融機関の融資姿勢の慎重化等の資金調達環境の変化を受け、特に昨年9月の所謂リーマンショック以降、需給の緩和傾向が強まりました。

このような状況下、本投資法人は、立地・規模・設備インフラ面から物件競争力が高く、かつ優良テナントが入居していることにより、相対的に賃貸キャッシュ・フローが安定的な優良オフィスビルへの投資を基本方針として、資産運用を継続してまいりました。当期はかかる方針に従い、三井不動産グループを始めとする有力な情報チャネルの活用とこれまで培ってきたノウハウを活かして情報を厳選し、慎重に検討を行ったうえで、平成20年7月に「芝公園高橋ビル」(信託受益権、取得価格(以下同様。)61.0億円)、平成20年8月に「NBF南青山ビル」(所有権、310.0億円)を取得し、同じく平成20年8月に「(仮称)東上野四丁目ビル」(区分所有権、111.7億円、平成22年4月引渡(予定))の取得を決定いたしました。

また、保有物件につきましては、テナント満足度の向上を目指した運営管理、設備の更新・新設を計画的に実施するとともに、適切なマーケットの把握と賃料設定、及び既存テナントの賃料改定の実施等により収益力の一層の強化に努めました。

なお、当期末における本投資法人の全不動産ポートフォリオは、保有物件ベースで 60 物件、投資額 7,623 億円 (取得価格ベース)、総賃貸可能面積は 76.3 万㎡ (23.1 万坪)、期末稼働率は 96.8% (前期比 0.6 ポイントの下落) となり、テナント総数は 946 となっております。

## C. 資金調達の概要

借入金等の有利子負債の調達につきましては、機動性の高い無担保・無保証のコーポレートファイナンスを活用し、財務の安定性に配慮しております。借入れにあたっては、資産の長期運用及び将来の金利上昇リスク軽減の観点から長期固定金利借入れによる調達を進める一方で、物件取得時の機動的な資金調達等の観点から短期借入れによる調達も行っております。さらに借換えリスク軽減等の安定的な調達基盤の

確保といった観点から極度額 300 億円、期間 3 年の長期のコミットメントラインを設定しております。また、資金調達手段の多様化を図るため、平成 19 年 1 月には 2,000 億円の公募投資法人債の発行枠の設定に関する発行登録書を提出しており、平成 20 年 12 月 31 日現在の発行枠残高は 1,700 億円となっております。なお、テナントからの預り敷金についても効率的に運用し、平成 20 年 12 月 31 日現在の運用している敷金相当額(預金見合いがない敷金相当額)は 300 億円となっております。

これらの結果、当期末時点における総資産負債比率(総資産に対する有利子負債及び本投資法人が運用している敷金相当額の合計額の比率。以下同様。)は45.5%、長期固定有利子負債比率(有利子負債残高における長期固定有利子負債残高の比率。以下同様。)は76.0%となっております。

#### 発行登録書の概要

| 発行予定額  | 2,000 億円以内                         |
|--------|------------------------------------|
| 発行予定期間 | 平成 19 年 2 月 6 日より平成 21 年 2 月 5 日まで |
| 資金使途   | 特定資産取得資金、借入金の返済資金、投資法人債の償還資金、敷金・   |
|        | 保証金の返還資金、修繕等の支払資金、運転資金等            |

なお、上記発行登録書の期限到来に伴い、平成 21 年 1 月 29 日に、発行予定額 2,000 億円以内、発行予定期間を平成 21 年 2 月 6 日から平成 23 年 2 月 5 日とする発行登録書を提出しております。

また、当期末時点における本投資法人の格付の状況は以下のとおりです。

| 格付機関                                  | 格付内容                   |
|---------------------------------------|------------------------|
| スタンダード・アンド・プアーズ・                      | 長期会社格付:A+ 短期会社格付:A-1   |
| レーティングズ・サービシズ(S&P)                    | アウトルック:安定的             |
| ムーディーズ・インベスターズ・サー<br>ビス・インク (Moody's) | 発行体格付: A1 格付け見通し: 安定的  |
| 格付投資情報センター(R&I)                       | 発行体格付: AA 格付けの方向性: 安定的 |

なお、平成21年1月15日付で、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより、格付け見通しをネガティブに変更した旨のニュースリリースが発表されています。

### D. 業績及び分配の概要

このような運用の結果、当期の運用実績として、営業収益31,218 百万円(前期比1,130 百万円増、3.8%増)、不動産賃貸事業利益は、15,989 百万円(前期比948 百万円増、6.3%増)、資産運用報酬・保管及び事務委託コスト等の費用控除後の営業利益は、14,590 百万円(前期比61 百万円増、0.4%増)、経常利益は12,061 百万円(前期比161 百万円減、1.3%減)となりました。これは、当期に取得した2物件の新規稼働や既存テナントの賃料改定等による収益増加等があった一方で、前期に計上した不動産等売却益を当期は計上しなかったことが主な要因です。

また、規約に定める分配方針に従い、本投資法人は、当期未処分利益の概ね全額を分配(1口当たり22,252円)することにより、当該利益分配金が損金算入される税制の特例(租税特別措置法第67条の15)が適用されることを企図し、当期純利益は12,060百万円(前期比161百万円減、1.3%減)となりました。

# ② 次期の見通し

### A. 今後の運用方針及び対処すべき課題

今後の日本経済においては、輸出・生産・企業収益・設備投資等の鈍化傾向が続くものと見られ、雇用・所得環境が厳しさを増す中、個人消費も弱含みで推移するものと思われます。また、世界的な金融不安の長期化や世界経済の一段の減速、株式・為替市場の大幅な変動の影響等、景気を更に下押しするリスクが存在することに留意する必要があるものと思われます。

オフィスビル賃貸市場においては、東京都心部の高性能ビルの需要は底堅いものの、全般的には景気の先行き不透明感による企業の新規オフィス需要の後退も懸念され、マーケット動向を注視する必要があると認識しています。

不動産流通市場においては、優良物件に対しては引き続き投資意欲が見られるものと予想される一方で、不動産市場への資金供給の縮小に伴う需給の緩和傾向は続くものと思われ、全般的に不動産価格は調整方向に向かうものと考えられます。

また、国内外の厳しい経済金融情勢の下、国内金利は引き続き低水準を維持するものと思われますが、銀行を始めとする金融機関の融資姿勢や株価の状況等、資金調達環境の動向については、注視する必要があるものと思われます。

このような状況下、本投資法人は以下の運用方針のもと、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定的な収益の確保を目指し、適正な運用を実施します。

#### (a) 保有物件の運用方針

オフィス賃貸市況動向を注視し、市場環境に即した柔軟な対応を行うことで、賃貸事業収入の維持を図ります。既存テナントに対しては、良好なリレーションの維持、ビルに対する満足度の向上を基本方針として、賃料水準の維持、解約防止に努めます。また、新規テナントにつきましては、マーケットの動向を的確にとらえた賃料設定により、空室期間の短縮と稼働率の維持を目指します。

また、建物への設備投資や維持につきましては、賃貸ビルとしての競争力の維持・向上を目指して適切かつ効果的な工事、設備の更新・新設等を実施してまいります。

### (b) 新規物件の投資方針

三井不動産グループをはじめとする有力な情報チャネルを持っていること、開発案件等の新しい取得手法の実績といったノウハウの蓄積も進んでいること、加えて、上場投資法人の中で最大規模であること等の優位性を最大限に活かし、適切なリスクマネジメントを行い、ポートフォリオ全体の質向上に中長期的に寄与する優良物件の確保を図ります。

また、財務運営状況を十分に考慮し、金融・経済情勢の激変とこれらの影響を受けた不動産マーケットの変化を注視しながら、堅実な投資判断を行ってまいります。

### (c) 財務戦略等

財務面における借入金による資金調達につきましては、資産の長期運用の観点及び調達の安定性の 観点から、従来どおり長期固定金利の資金調達を基本とします。また、調達基盤の拡充の観点からも、 マーケット環境を注視しつつ、引き続き投資法人債の発行にも取り組みます。

次期におきましても、総資産負債比率のターゲットは引き続き 40%から 50%を当面の目標とし、 上限の目処を 60%とします。また、長期固定有利子負債比率のターゲットにつきましては、80%から 90%を当面の目標として財務運営を行います。

また、東京証券取引所における適時開示に加え、ウェブサイトの充実により、各種ディスクロージャー資料、物件に関する情報、運用状況及び分配金に関する情報等、本投資法人について投資判断上有用と思われる情報の提供に努めてまいります。

#### (d) コンプライアンス・リスク管理

金融商品取引法をはじめとする各種法令の遵守はもとより、資産規模の拡大や社会的要請・外部環境の変化等に対応し、健全かつ適切な業務運営を確保するため、コンプライアンス・リスク管理態勢の更なる強化に取り組みます。

# B. 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

# (参考情報)

- (a) 平成 20 年 3 月に売買契約を締結いたしました東京都千代田区所在「(仮称) 駿河台プロジェクト」につきましては、平成 21 年 4 月末に引渡しを受けることを予定しております。
- (b) 平成20年8月に売買契約を締結いたしました東京都台東区所在「(仮称)東上野四丁目ビル」につきましては、平成22年4月末に引渡しを受けることを予定しております。
- (c) 平成21年3月12日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、下記規約の変更について、議案を提出いたします。

(下線は変更部分)

現 更 行 変 第2条(目的) 第2条(目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭 和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」 和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」 という。) に基づき、投資法人の資産を主として特定資産 という。) に基づき、投資法人の資産を主として特定資産 (投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。) (投信法第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。) に対する投資として運用することを目的とする。 に対する投資として運用することを目的とする。 第5条(投資主の請求による投資口の払戻し) 第5条(投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主(証券保管振替制度における実質投 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わ

第6条(発行可能投資口総口数)

1. (省略)

2. (省略)

3. 本投資法人の執行役員は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上でその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの発行価額は、執行役員が決定し、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。

資主(以下「実質投資主」という。)を含む。以下同じ。)

の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。

第6条(発行可能投資口総口数)

ないものとする。

1. (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 本投資法人の執行役員は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上でその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、執行役員が決定し、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。

#### 第7条(投資主名簿等管理人)

1. (省略)

2. (省略)

3. 本投資法人の投資主名簿 (実質投資主名簿を含む。以下同じ。) は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理 その他投資口に関する事務は投資主名簿等管理人に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。

#### 第8条(投資口の取扱規則)

本投資法人の投資証券の種類、投資主名簿への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続き並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。

#### 第14条 (金銭の分配の方針)

1. 分配方針

(省略)

(1) (省略)

(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15(以下「投資法人の課税の特例」という。)に規定される本投資法人の配当可能所得の金額(以下「配当可能所得金額」という。)の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする(但し、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。)

(3) (省略)

2. 利益を超えた金銭の分配

(省略)

3. 分配金の分配方法

第1項及び第2項に規定する分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算日から3ヶ月以内に 決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所 有口数に応じて分配する。

4. 分配金の時効等

(省略)

第7条(投資主名簿等管理人)

1. (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 本投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、 その他投資口に関する事務は投資主名簿等管理人に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。

#### 第8条(投資口の取扱規則)

本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、その他の手続き並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、 役員会の定める投資口取扱規則による。

#### 第14条 (金銭の分配の方針)

1. 分配方針

(現行どおり)

(1) (現行どおり)

(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15 (以下「投資法人の課税の特例」という。) に規定される本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得金額」という。) の100分の90に相当する金額 (法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。) を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする(但し、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。

(3) (現行どおり)

2. 利益を超えた金銭の分配

(現行どおり)

3. 分配金の分配方法

第1項及び第2項に規定する分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算日から3ヶ月以内に決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。

4. 分配金の時効等

(現行どおり)

第15条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)

1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な 運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修 繕等又は分配金の支払、本投資法人の運営に要する資 金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金 及び投資法人債の債務の返済を含む。)等の資金の手 当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じ る場合を含む。)又は投資法人債(短期投資法人債を 含む。以下同じ。)を発行することができる。なお、 資金を借入れる場合は、証券取引法に規定する適格機 関投資家からの借入れに限るものとする。

2. (省略)

3. (省略)

第16条 (<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の計算方法 及び支払の時期)

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者(以下「資産運用委託会社」という。)に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。

#### (1) 運用報酬1

決算日毎に算定される運用資産中の不動産(本投資法 人が取得する信託の受益権その他資産の裏付けとなる 不動産を含む。以下本条において「不動産等」という。) から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、 施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解 約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他 賃貸業務から生じる収益の額(但し、運用資産中の不 動産その他の資産の売却による収益を除く。以下本号 において「賃貸収益」という。)の2.5%に相当する金 額(1円未満切捨)とする。なお、資産運用委託会社 が資産運用委託契約に従い本投資法人に対して1年毎 に年初に提出する年度運用計画に基づいて、毎年3月、 6月、9月及び12月の各末日(かかる末日が銀行休業 日の場合は直前の営業日)までに、それまでの3ヶ月 分の賃貸収益の2.5%に相当する金額を支払い、決算確 定後遅滞なく過不足を精算する。

(2) 運用報酬 2

(省略)

(3) 運用報酬3

(省略)

第17条 (損益の帰属)

<u>資産運用委託会社</u>の運用により、本投資法人の運用資産に 生じた利益及び損失は全て本投資法人に帰属する。 第15条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)

- 1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な 運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修 繕等又は分配金の支払、本投資法人の運営に要する資 金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金 及び投資法人債の債務の返済を含む。)等の資金の手 当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じ る場合を含む。)又は投資法人債(短期投資法人債を 含む。以下同じ。)を発行することができる。但し、 短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は 目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法(昭和 23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商 品取引法」という。)に規定する適格機関投資家(投 資法人の課税の特例に規定する機関投資家に限る。) からの借入れに限るものとする。
- 2. (現行どおり)
- 3. (現行どおり)

第16条 (<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の計算方法及び 支払の時期)

本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>(以下「<u>資</u>産運用会社」という。) に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。

# (1) 運用報酬1

決算日毎に算定される運用資産中の不動産(本投資法 人が取得する信託の受益権その他資産の裏付けとなる 不動産を含む。以下本条において「不動産等」という。) から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、 施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解 約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他 賃貸業務から生じる収益の額(但し、運用資産中の不 動産その他の資産の売却による収益を除く。以下本号 において「賃貸収益」という。)の2.5%に相当する金 額(1円未満切捨)とする。なお、資産運用会社が資 産運用委託契約に従い本投資法人に対して1年毎に年 初に提出する年度運用計画に基づいて、毎年3月、6 月、9月及び12月の各末日(かかる末日が銀行休業日 の場合は直前の営業日)までに、それまでの3ヶ月分 の賃貸収益の2.5%に相当する金額を支払い、決算確定 後遅滞なく過不足を精算する。

(2) 運用報酬 2

(現行どおり)

(3) 運用報酬3

(現行どおり)

第17条 (損益の帰属)

資産運用会社の運用により、本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は全て本投資法人に帰属する。

#### 第22条 (議決権の代理行使)

1. 投資主が代理人をもって議決権を行使しようとすると きは、その代理人は本投資法人の議決権を行使するこ とができる投資主に限る。

2. (省略)

#### 第25条(基準日)

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法 人が役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告し定め る基準日現在の最終の投資主名簿に記載された投資主とす る

#### 第28条 (招集及び議長)

1. (省略)

2. (省略)

3. 役員会の招集通知は、役員会の日の3日前までに役員 の全員に対して発するものとする。但し、役員の全員 の同意を得て、招集期間を短縮し、又は省略すること ができる。

#### 第29条 (決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、 <u>その</u>構成員の過半数が出席の上、出席構成員の過半数の議 決によって行う。

#### 第31条(役員の投資法人に対する責任)

本投資法人は、役員の投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって、法令に定める限度において免除することができる。

#### 第36条 (諸費用の負担)

- 1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用委託会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用委託会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合、かかる遅延利息又は損害金を負担する
- 2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。
- (1) 投資証券の発行に関する費用<u>(券面の作成、印刷及び</u> 交付に係る費用を含む。)

(2) ~(11) (省略)

附則

第1条 第3条の変更については、平成20年1月4日に効 力を生ずるものとする。

第2条 本規約中、短期投資法人債に係る規定については、 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65 号)第5条の施行日より有効となることとする。

#### 第22条 (議決権の代理行使)

1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. (現行どおり)

#### 第25条(基準日)

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法 人が役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告し定め る基準日現在の最終の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>された投 資主とする。

#### 第28条 (招集及び議長)

1. (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 役員会の招集通知は、役員会の日の3日前までに役員 の全員に対して発するものとする。但し、役員の全員 の同意を得て、招集期間を短縮し、又は<u>招集手続を</u>省 略することができる。

#### 第29条 (決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、 議決に加わることのできる構成員の過半数が出席の上、出 席構成員の過半数の議決によって行う。

#### 第31条(役員の投資法人に対する責任)

本投資法人は、投信法第115条の6第1項<u>に定める役員</u>の責任について、当該役員が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって、法令に定める限度において免除することができる。

#### 第36条 (諸費用の負担)

- 1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合、かかる遅延利息又は損害金を負担する。
- 2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。
- (1) 投資証券の発行に関する費用

(2) ~(11) (現行どおり)

(削除)

(削除)

(削除)

#### 資産運用の対象及び方針

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。) 規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針(以下「本運用方針」という。)は、次のとおりとする。

I. 資産運用の基本方針

(省略)

- Ⅱ. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等
  - (1) 投資対象
    - a. 主たる投資対象とする特定資産

本投資法人は、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目的として、主として以下に掲げる特定 資産に投資する。

- ① 不動産、不動産の賃借権及び地上権
- ② 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託 託(不動産に付随する金銭とあわせて信託する 包括信託を含む。)の受益権
- ③ 匿名組合出資持分(<u>但し、</u>主として①号又は②号を裏付けとするものに限る。)

(新設)

- ④ 特定目的会社に係る優先出資証券(<u>証券取引法</u> 第2条第1項第<u>5</u>号<u>の3</u>で定めるものをいう。 但し、主として①号又は②号を裏付けとするも のに限る。)
- ⑤ 特定目的信託に係る受益証券(<u>証券取引法</u>第2 条第1項第<u>7</u>号<u>の4</u>で定めるものをいう。但し、 主として①号又は②号を裏付けとするものに限 る。)
- ⑥ 投資信託の受益証券 (証券取引法第2条第1項 第7号で定めるものをいう。但し、主として① 号又は②号を裏付けとするものに限る。)
- ① 投資証券(<u>証券取引法</u>第2条第1項第<u>7</u>号<u>の2</u> で定めるものをいう。但し、主として①号又は ②号を裏付けとするものに限る。)
- ⑧ 金銭の信託の受益権(信託財産を主として①号 又は③号に対する投資として運用するものに限 る。)(但し、有価証券に該当するものを除く。)

### 資産運用の対象及び方針

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。) 規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針(以下「本運用方針」という。)は、次のとおりとする。

I. 資産運用の基本方針

(現行どおり)

- Ⅱ. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等
  - (1) 投資対象
    - a. 主たる投資対象とする特定資産

本投資法人は、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目的として、主として以下に掲げる特定 資産に投資する。

- ① 不動産、不動産の賃借権及び地上権
- ② 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する 信託(不動産に付随する金銭とあわせて信託す る包括信託を含む。)の受益権
- ③ <u>商法第535条に規定される匿名組合契約に係る</u> 匿名組合出資持分(主として①号又は②号を裏 付けとするものに限る。)
- ④ 民法第667条に規定される組合の出資持分(主として①号又は②号を組合財産とし、その賃貸・運営・管理等を目的とするものに限る。以下「任意組合出資持分」という。但し、金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものに限る。)
- ⑤ 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいう。 但し、主として①号又は②号を裏付けとするものに限る。)
- ⑥ 特定目的信託に係る受益証券(<u>金融商品取引法</u> 第2条第1項第<u>13</u>号で定めるものをいう。但し、 主として①号又は②号を裏付けとするものに限 る。)
- ① 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第 1項第10号で定めるものをいう。但し、主として①号又は②号を裏付けとするものに限る。)
- ⑧ 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号 で定めるものをいう。但し、主として①号又は ②号を裏付けとするものに限る。)
- ⑨ 金銭の信託の受益権(信託財産を主として①号、 ③号<u>又は④号</u>に対する投資として運用するもの に限る。)

| 現 行  | 規                          | 約                    | 変                                      | 更  | 案                |
|--|----------------------------|----------------------|--|--|------------------|
| b. その他の特定資産<br>本投資法人は、資金の<br>る場合は、以下に掲け<br>ある。<br>① 預金<br>(新設<br>② コール・ローン | る特定資産に                     |                      | る場合(<br>ある。<br>① 預金<br>② わか            | 法人は、資金の効率的な<br>は、以下に掲げる特定資   | <b>産に投資することが</b> |
| ① 国債証券<br>④ 地方債証券  |                            |                      | <u>定</u> <u>定</u> <u>发</u> <u>⑤</u> 地方 | 証券 <u>(金融商品取引法第</u><br>のるものをいう。)<br>債証券 <u>(金融商品取引法</u><br>めるものをいう。) |                  |
| <u>⑤</u> コマーシャル・ペ・   | ーパー                        |                      |  | ーシャル・ペーパー <u>(金</u><br>項第15号で定めるもの                                   |                  |
| <ul><li>⑥ 特定目的会社に係。</li><li>条第1項第3号の</li><li>主としてa.①号びのに限る。)</li></ul>     | <u>2</u> で定めるも<br>Zはa. ②号を | のをいう。但し、<br>主裏付けとするも | ー<br>第2<br>主と                          | 目的会社に係る特定社(<br>条第1項第 <u>4</u> 号で定め<br>してa.①号又はa.②<br>限る。)            | るものをいう。但し、       |
| ⑦ 金銭債権(投信法上<br>限る。但し、前各・   |                            |                      |  | :債権 (投信法上の特定資<br>。但し、 <u>a. 及び</u> 前各号                               |                  |
| <u>⑧</u> 有価証券 (a.及<br>く。)  | び前各号に該                     | 当するものを除              | 項で                                     | 証券 ( <u>金融商品取引法策</u><br>定めるものをいう。但 l<br>するものを除く。)                    |                  |
| ⑨ 金融先物取引に係<br>該当するものに限。  |                            | <u> 上の特定資産に</u>      |  | (削除)   |                  |
| - (m) <u>金融</u> デリバティブ] <u>定資産に該当する</u> :                                  |                            |                      |  | バティブ取引に係る権<br>第20項で定めるものを  |                  |
| <ul><li>⑪ 前各号に対する投<br/>とする金銭の信託。</li></ul>                                 |                            | することを目的              |  | (削除)   |                  |
| ⑫ 有価証券又は金銭(  | 責権を信託す                     | る信託の受益権              |  | (削除)   |                  |

c. 特定資産以外の資産

本投資法人は、資金の効率的な運用その他必要がある場合は、以下に掲げる資産に投資することがある。

- ① わが国の法人が発行する譲渡性預金証書
- ② 民法第667条に規定される組合の出資持分(不動産、不動産の賃借権又は地上権を組合財産とし、 その賃貸・運営・管理等を目的とするものに限る。以下「任意組合出資持分」という。)

(新設)

- ③ 商標権
- ④ 著作権
- ⑤ 民法に規定する動産 (以下「動産」という。)

(新設)

d. 有価証券に対する投資

本投資法人は、主として有価証券(a. に該当する ものを除く。)に対する投資として運用することを 目的としない。

(2) 投資態度

① (省略)

② 不動産等の選別については、地震リスク、空室リスク等のキャッシュフローリスクを軽減させることを目的として、該当地域を東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部の3地域に分類し、不動産、不動産の賃借権、地上権並びに信託の受益権の裏付けとなる不動産、土地の賃借権、地上権の価額の合計額の70%以上を目途として東京都心部及び東京周辺都市部から、30%以下を目途として地方都市部から、それぞれ選別して地域分散を図る。

③~⑧ (省略)

Ⅲ. 投資制限

(新設)

(新設)

- (1) 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産(本投資法人が取得する有価証券及び信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)への投資は行わないものとする。
- (2) 本投資法人は、外貨建資産への投資は行わないものとする。

c. 特定資産以外の資産

本投資法人は、資金の効率的な運用その他必要がある場合は、以下に掲げる資産に投資することがある。

案

(削除)

① 任意組合出資持分 (a. ④号に該当するものを除く。)

- ② 地役権
- ③ 商標権
- ④ 著作権
- ⑤ 動産
- ⑥ a.各号に該当する特定資産への投資に付随して 取得が必要となる権利

(削除)

(2) 投資態度

① (現行どおり)

② 不動産等の選別については、地震リスク、空室リスク等のキャッシュフローリスクを軽減させることを目的として、該当地域を東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部の3地域に分類し、不動産、不動産の賃借権、地上権並びに信託の受益権の裏付けとなる不動産、不動産の賃借権、地上権の価額の合計額の70%以上を目途として東京都心部及び東京周辺都市部から、30%以下を目途として地方都市部から、それぞれ選別して地域分散を図る。

③~⑧ (現行どおり)

- Ⅲ. 投資制限
- (1) 上記Ⅱ. (1) b. ⑧に掲げる金銭債権及び上記Ⅱ. (1) b. ⑨に掲げる有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は上記Ⅱ. (1) a. に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を行うものとする。
- (2) 上記 II. (1) b. ⑩に掲げるデリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。
- (3) 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産(本投資法人が取得する有価証券及び信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)への投資は行わないものとする。
- (4) 本投資法人は、外貨建資産への投資は行わないものと する。

約 現 担 案 行 Ⅳ. 組入資産の貸付けの目的及び範囲 IV. 組入資産の貸付けの目的及び範囲 (現行どおり) V. 法令・規則等の遵守 V. 法令・規則等の遵守 (省略) (現行どおり) 資産評価の方法及び基準 資産評価の方法及び基準 日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。) 日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。) 規約(以下「本規約」という。)第12条第1項に基づき別に 規約(以下「本規約」という。)第12条第1項に基づき別に 定める資産評価の方法及び基準(以下「本評価基準」という。) 定める資産評価の方法及び基準(以下「本評価基準」という。) は、次のとおりとする。 は、次のとおりとする。 I. 資産評価の原則 I. 資産評価の原則 (省略) (現行どおり) Ⅱ. 基準日 Ⅱ. 基準日 (省略) (現行どおり) Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用 資産の種類毎に定める。 資産の種類毎に定める。 (1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって 評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分 評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分 及び設備等部分について定額法により算定する。 及び設備等部分について定額法により算定する。但し、 正当な事由により定額法による算定が適当ではなくな った場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に 判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更するこ とができるものとする。 (2) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受 (2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の 信託財産中の不動産、土地の賃借権及び地上権につい 信託財産が(1)に掲げる資産の場合は(1)に従った評価 ては、前号と同様とする。 を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準に従った評価を行った上で、これら の合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の 持分相当額を算定した価額をもって評価する。 (3) 匿名組合出資持分 (3) 匿名組合出資持分 匿名組合出資持分相当額をもって評価する。 匿名組合出資持分の構成資産が(1)又は(2)に掲げる資 産の場合は(1)又は(2)に従った評価を行い、金融資産 の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債 の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定 した価額をもって評価する。 (新設) (4) 任意組合出資持分 任意組合出資持分の構成資産が(1)又は(2)に掲げる資 産の場合は(1)又は(2)に従った評価を行い、金融資産 の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債 の額を控除して当該任意組合出資の持分相当額を算定

した価額をもって評価する。

| 現                        | 行  | 規                             | 約                   | 変   | 更  | 案   |
|--------------------------|--|-------------------------------|---------------------|---|--|---|
| (4) 有価証券                 |  |                               |                     |   | (削除)   |   |
| 証券取<br>有価証<br>格によ        | 引所に上場されて<br>引所が開設する<br>券市場における」<br>り評価する。                          | 取引所有価証                        | 券市場又は外国             |   |  |   |
| 証券会<br>当該気<br>が提示<br>評価規 | 外の有価証券<br>仕等から気配相場<br>配相場で評価する<br>されていない場合<br>則に準じて付さる<br>とを原則とする。 | ることを原則と<br>合は、社団法人<br>れるべき評価額 | :する。気配相場<br>投資信託協会の |   |  |   |
| (5) 金銭の信                 | 託の受益権  |                               |                     | (5) 金銭の信託   | の受益権   |   |
| -                        | 構成物を上記に<br>て評価する。  | 従って評価し                        | 、それらの合計             | は、(1)又k<br>は一般に公<br>た評価を行   | 構成資産が(1)又は(2)<br>は(2)に従った評価を行<br>正妥当と認められる企<br>った上で、これらの合<br>該信託の受益権の持分<br>評価する。   | い、金融資産の場合<br>業会計の基準に従っ<br>計額から負債の額を   |
| (a) A Ab the late        | (新設)   | )                             |                     | (6) 有価証券 (<br>当該有価証<br>基づく価額<br>場合には、   | 前各号に該当するものを<br>券の市場価格がある場<br>をもって評価する。ま<br>合理的に算定された価額   | 合には、市場価格に<br>た、市場価格がない  |
| 0 1 4 11-113             | iから貸倒見積高<br>除した額をもっ  |                               | 定された貸倒引             | 当金を控除<br>権金額より<br>いて、取得<br>整と認めら  | ら貸倒見積高に基づい<br>した額をもって評価す<br>低い価額又は高い価額<br>金額と債権金額との差<br>れるときは、償却原価<br>ら貸倒引当金を控除し   | る。但し、債権を債<br>で取得した場合にお<br>額の性格が金利の調<br>法に基づいて算定さ  |
| (7) 任意組合                 | 出資持分   |                               |                     |   | (削除)   |   |
|                          | 構成物を上記に<br>て評価する。  | 従って評価し                        | 、それらの合計             |   |  |   |
|                          | (新設)   | )                             |                     | ① 金融商品<br>より生じ。<br>当該取引<br>て評価す<br>合には、<br>た価額を<br>② 取引所の<br>債権及び<br>市場価格<br>定された<br>額を算定 | プ取引に係る権利 取引所に上場している。 る債権及び債務 所の最終価格に基づき。 る。なお、同日におい。 同日直近における最終 もって評価する。 相場がないデリバティニ<br>債務 に準ずるものとして合き<br>価額をもって評価する。<br>することが極めて困難<br>価額をもって評価する。 | 算出した価額をもっ<br>て最終価格がない場<br>価格に基づき算出し<br>ブ取引により生じる<br>理的な方法により算<br>。なお、公正な評価<br>と認められる場合に |

| 現                                 | 行 規  | 約                             | 変   | 更   | 案   |
|-----------------------------------|--|-------------------------------|---|---|---|
|                                   | (新設)   |                               | 関する実<br>ものにつ<br>ものとし<br>商品会計<br>例処理の<br>用するこ<br>(9) 上記に定め<br>協会の評価<br>に公正妥当                           | は商品に関する会計基準<br>務指針により、ヘッジ会<br>いては、ヘッジ会計を通<br>、さらに金融商品に関す<br>に関する実務指針によ<br>要件を満たす取引につ<br>とができるものとする。<br>がない場合についてに<br>規則に準じて付される<br>と認められる企業会計<br>額をもって評価する。 | 計の要件を充足する<br>箇用することができる<br>ける会計基準及び金融<br>り金利スワップの特<br>いては、特例処理を適<br>こ<br>は、社団法人投資信託<br>が、き評価額又は一般<br>けの基準により付され |
| IV. その他                           |  |                               | IV. その他   |   |   |
| 協会の評価規則は                          | い場合については、社<br>に準じて付されるべき<br>められる会計基準によ<br>平価する。                    | 評価額又は一般                       |   | (削除)  |   |
| 価証券及び匿名約<br>のを含む。) にっ<br>を開示する目的っ | 賃借権又は地上権(信<br>組合出資持分の主たる<br>ついて、資産運用報告<br>で評価する場合には、<br>監定評価額等をもって | 裏付けとなるも<br>等により評価額<br>原則として不動 | 法で評価する場<br>(1) 不動産、不<br>原則として<br>価額とする<br>(2) 信託の受益<br>分<br>信託財産、<br>不動産の負<br>業会計の基<br>額から信託<br>して当該信 | 産権、匿名組合出資持分<br>産権、匿名組合又は任意組合<br>は借権及び地上権の場合<br>産の場合は一般に公正<br>準に従った評価をした<br>負債の額又は匿名組合<br>託受益権の持分相当額<br>では当該任意組合持分   | 評価するものとする。  全権 整定評価等に基づいた  及び任意組合出資持 の構成資産が不動産、 合は(1)に従った評価 三妥当と認められる企 上で、これらの合計 計の負債合計額を控除 重、当該匿名組合出資          |
| 制定:平成13年3月14                      | •  |                               | 制定:平成13年3   |   |   |
| 改正: 平成13年6月12                     |  |                               | 改正:平成13年6   |   |   |
| 改正:平成13年8月29                      |  |                               | 改正:平成13年8   |   |   |
| 改正:平成15年3月14<br>改正:平成17年3月10      |  |                               | 改正:平成15年3<br>改正:平成17年3  |   |   |
| 改正: 平成17年3月10<br>改正: 平成19年3月8     |  |                               | 改正: 平成17年3<br>改正: 平成19年3  |   |   |
| 实正,下规19年5月6                       | Н  |                               | 改正:平成19年3   |   |   |

### C. 運用状況の見通し

なお、次期(平成21年6月期 平成21年1月1日~平成21年6月30日)の運用状況につきましては、以下のとおり見込んでおります。運用状況の予想の前提条件につきましては、「平成21年6月期及び平成21年12月期運用状況の予想の前提条件」を参照ください。

営業収益30,658 百万円経常利益11,111 百万円当期純利益11,111 百万円1口当たり分配金20,500 円1口当たり利益超過分配金- 円

また、「平成 21 年 6 月期及び平成 21 年 12 月期 運用状況の予想の前提条件」がそのまま推移したと想定した場合、平成 21 年 12 月期(平成 21 年 7 月 1 日~平成 21 年 12 月 31 日)の運用状況の予想数値は以下のとおりとなります。

営業収益 30,526 百万円 経常利益 10,623 百万円 当期純利益 10,623 百万円 1口当たり分配金 19,600 円 1口当たり利益超過分配金 - 円

(注)上記予想数値は一定の前提条件の下に算出した現時点でのものであり、状況の変化により実際の当期純利益、分配金は変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。

# 平成 21 年 6 月期(平成 21 年 1 月 1 日~平成 21 年 6 月 30 日) 及び平成 21 年 12 月期(平成 21 年 7 月 1 日~平成 21 年 12 月 31 日)運用状況の予想の前提条件

| 項目            | 前提条件   |
|---------------|--|
|               | ・平成 20 年 12 月 31 日現在保有している 60 物件に、平成 21 年 4 月 30 日取得予定の「(仮称)<br>駿河台プロジェクト」を加えた 61 物件を前提としています。   |
| 保有資産          | ・物件合計の期末稼働率は、平成 21 年 6 月末 96.2%、平成 21 年 12 月末 95.8%を想定しています  |
|               | ・実際には、物件の異動等により変動する可能性があります。   |
| 発行済投資口数       | ・新投資口の発行がないことを前提としております。   |
| 総資産負債比率       | ・平成 20 年 12 月 31 日現在の総資産負債比率 45.5%が、「(仮称) 駿河台プロジェクト」の取得等<br>に伴い 47%程度に上昇し、平成 21 年 6 月期末および平成 21 年 12 月期末まで同比率のまま推移<br>することを前提としております。  |
|               | ・本表における総資産負債比率の算出にあたっては、次の算式を使用しています。<br>総資産負債比率= (有利子負債+運用している敷金相当額) ÷総資産×100   |
| 営業費用          | ・保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。従いまして、平成20年1月1日以降取得の「NBF渋谷イースト」、「中野坂上サンブライトツイン(追加取得)」、「NBF名古屋広小路ビル(増築)」、「NBF豊洲ガーデンフロント」、「NBF熊本ビル」、「新浦安センタービルディング」、「芝公園高橋ビル」および「NBF南青山ビル」の8物件の固定資産税等相当額につきましては、平成21年6月期以降は費用計上されることになります。なお、平成21年6月期および平成21年12月期に費用計上される上記8物件の固定資産税等相当額は、それぞれ230百万円(6ヶ月分)を想定しています。・修繕費は年度による金額の差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、予想金額と大きく異なる可能性があります。・公租公課は、平成21年6月期2、483百万円、平成21年12月期2、474百万円を想定しています。・減価償却費は、平成21年6月期5、375百万円、平成21年12月期5、289百万円を想定しています。 |
| 営業外費用         | ・営業外費用(支払利息、投資法人債利息等)は、平成21年6月期2,761百万円、平成21年12月期2,979百万円を想定しています。   |
| 1口当たり分配金      | ・テナントの異動等に伴う賃貸収入の変動や、物件の異動、金利の変動、新投資口の追加発行等<br>により1口当たりの分配金の額が変動する可能性があります。  |
| 1口当たり 利益超過分配金 | ・本投資法人は原則として投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わない予定です。ただし、<br>本投資法人が利益配当等の損金算入要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超える金銭<br>の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、分配方針に<br>従い利益を超える金銭の分配を行うことができるものといたします。  |
| その他           | <ul><li>・法令、税制、会計基準、上場規則、投信協会規則等において、上記の予想数値に影響を与える<br/>改正が行われないことを前提としています。</li><li>・一般的な経済動向及び不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としています。</li></ul>   |

# 3. 財務諸表

# (1)貸借対照表

|                 |     |               |               | (単位:         | 千円)   |
|-----------------|-----|---------------|---------------|--------------|-------|
|                 |     | 前期            | 当期            | 増減金額         | 増減率   |
|                 |     | (平成20年6月30日)  | (平成20年12月31日) | 相似亚识         | (%)   |
| 産の部             |     |               |               |              |       |
| 流動資産            |     | 44.00=.000    | 00.050.404    |              |       |
| 現金及び預金          |     | 14, 305, 083  | 20, 053, 181  | 5, 748, 097  |       |
| 信託現金及び信託預金      |     | 17, 019, 408  | 17, 522, 666  | 503, 258     |       |
| 営業未収入金          |     | 460, 829      | 411, 819      | △ 49,009     |       |
| 未収消費税等          |     | 509, 417      | _             | △ 509, 417   |       |
| その他             | _   | 603, 059      | 559, 263      | △ 43, 796    |       |
| 流動資産合計          | _   | 32, 897, 798  | 38, 546, 930  | 5, 649, 132  | 17.   |
| 固定資産<br>- 左形型字次 |     |               |               |              |       |
| 有形固定資産          |     |               | 100 540 001   |              |       |
| 建物              |     | _             | 136, 549, 891 | _            |       |
| 減価償却累計額         |     | -             | 16, 960, 240  |              |       |
| 建物(純額)          | *1  | 118, 311, 033 | 119, 589, 651 | 1, 278, 617  |       |
| 構築物             |     | _             | 2, 184, 686   | _            |       |
| 減価償却累計額         |     | _             | 567, 761      |              |       |
| 構築物(純額)         | *1  | 1, 663, 431   | 1, 616, 924   | △ 46, 506    |       |
| 機械及び装置          |     | _             | 955, 534      | -            |       |
| 減価償却累計額         | _   |               | 313, 942      |              |       |
| 機械及び装置(純額)      | *1_ | 666, 331      | 641, 591      | △ 24,739     |       |
| 工具、器具及び備品       |     | _             | 578, 564      | _            |       |
| 減価償却累計額         | _   |               | 211, 771      | _            |       |
| 工具、器具及び備品(純額)   | *1  | 360, 489      | 366, 793      | 6, 303       |       |
| 土地              |     | 174, 258, 831 | 203, 055, 776 | 28, 796, 944 |       |
| 建設仮勘定           |     | 93, 844       | 11, 054       | △ 82,790     |       |
| 信託建物            |     | _             | 133, 836, 271 | -            |       |
| 減価償却累計額         | _   |               | 30, 507, 636  | _            |       |
| 信託建物(純額)        | *1  | 104, 000, 179 | 103, 328, 635 | △ 671, 544   |       |
| 信託構築物           |     | _             | 1, 873, 620   | -            |       |
| 減価償却累計額         | _   |               | 438, 310      | _            |       |
| 信託構築物(純額)       | *1  | 972, 115      | 1, 435, 309   | 463, 194     |       |
| 信託機械及び装置        |     | _             | 1, 325, 095   | -            |       |
| 減価償却累計額         | _   |               | 566, 845      | _            |       |
| 信託機械及び装置(純額)    | *1  | 784, 873      | 758, 250      | △ 26,622     |       |
| 信託工具、器具及び備品     |     | _             | 825, 844      | -            |       |
| 減価償却累計額         |     |               | 392, 855      | _            |       |
| 信託工具、器具及び備品(純額) | *1  | 423, 368      | 432, 989      | 9, 621       |       |
| 信託土地            |     | 251, 108, 549 | 256, 431, 873 | 5, 323, 324  |       |
| 信託建設仮勘定         | _   | 50, 700       | 5, 841        | △ 44,859     |       |
| 有形固定資産合計        | _   | 652, 693, 747 | 687, 674, 691 | 34, 980, 943 | 5.    |
| 無形固定資産          |     | 44 000 000    |               |              |       |
| 地上権             |     | 11, 882, 865  | 11, 882, 865  | _            |       |
| 信託借地権           |     | 23, 726, 920  | 23, 726, 920  |              |       |
| その他             | _   | 52, 978       | 51, 040       | △ 1,938      | Λ ^   |
| 無形固定資産合計        | _   | 35, 662, 763  | 35, 660, 825  | △ 1,938      | △ 0.  |
| 投資その他の資産        |     | 000 550       | 000 000       | 10 0==       |       |
| 敷金及び保証金         |     | 328, 578      | 339, 233      | 10, 655      |       |
| 長期前払費用          |     | 55, 540       | 54, 876       | △ 663        |       |
| その他の次子へ記        | _   | 3, 906, 115   | 3, 917, 474   | 11, 359      | ^     |
| 投資その他の資産合計      | _   | 4, 290, 233   | 4, 311, 584   | 21, 351      | 0.    |
| 固定資産合計          | _   | 692, 646, 745 | 727, 647, 101 | 35, 000, 356 | 5.    |
| 操延資産            |     | 00.00#        | =. a.=        | A 05 45:     |       |
| 投資法人債発行費        | _   | 82, 265       | 54, 843       | △ 27, 421    |       |
| 繰延資産合計          | _   | 82, 265       | 54, 843       | △ 27, 421    | △ 33. |
| 資産合計            |     | 725, 626, 809 | 766, 248, 876 | 40, 622, 067 | 5.    |

|                     |               |               | (単位:                | 千円)             |
|---------------------|---------------|---------------|---------------------|-----------------|
|                     | 前期            | 当 期           |                     | 増減率             |
|                     | (平成20年6月30日)  | (平成20年12月31日) | 増減金額                | (%)             |
| 負債の部                |               |               |                     |                 |
| 流動負債                |               |               |                     |                 |
| 営業未払金               | 2, 055, 242   | 2, 622, 455   | 567, 212            |                 |
| 短期借入金               | 36, 500, 000  | 56, 500, 000  | 20, 000, 000        |                 |
| 1年内返済予定の長期借入金       | 10, 000, 000  | 10, 000, 000  | -                   |                 |
| 1年内償還予定の投資法人債       | _             | 10, 000, 000  | 10, 000, 000        |                 |
| 未払金                 | 1, 056, 983   | 1, 390, 885   | 333, 902            |                 |
| 未払費用                | 846, 007      | 908, 176      | 62, 169             |                 |
| 未払法人税等              | 61            | 58            | △ 3                 |                 |
| 未払消費税等              | _             | 691, 670      | 691,670             |                 |
| 前受金                 | 3,603,080     | 3, 774, 330   | 171, 249            |                 |
| その他                 | 226, 678      | 342, 013      | 115, 334            |                 |
| 流動負債合計              | 54, 288, 053  | 86, 229, 589  | 31, 941, 536        | 58.             |
| 固定負債                |               |               |                     |                 |
| 投資法人債               | 80,000,000    | 70,000,000    | △ 10,000,000        |                 |
| 長期借入金               | 154, 000, 000 | 172, 000, 000 | 18, 000, 000        |                 |
| 預り敷金及び保証金           | 12, 234, 169  | 13, 391, 812  | 1, 157, 642         |                 |
| 信託預り敷金及び保証金         | 26, 647, 691  | 26, 326, 726  | △ 320, 964          |                 |
| その他                 | 59, 379       | 64, 130       | 4,751               |                 |
| ー<br>固定負債合計         | 272, 941, 240 | 281, 782, 668 | 8, 841, 428         | 3.              |
| 負債合計                | 327, 229, 293 | 368, 012, 258 | 40, 782, 964        | 12.             |
| <u>ー</u><br>中資産の部   |               |               |                     |                 |
| 投資主資本               |               |               |                     |                 |
| 出資総額                | 386, 175, 718 | 386, 175, 718 | _                   |                 |
| 剰余金                 | 000, 110, 110 | 000, 110, 110 |                     |                 |
| 当期未処分利益又は当期未処理損失(△) | 12, 221, 797  | 12, 060, 899  | △ 160,897           |                 |
| 剩余金合計               | 12, 221, 797  | 12, 060, 899  | △ 160,897           |                 |
| 投資主資本合計             | 398, 397, 515 | 398, 236, 618 | △ 160,897           | $\triangle 0$ . |
| 純資產合計 *3            | 398, 397, 515 | 398, 236, 618 | $\triangle$ 160,897 | $\triangle 0.$  |
| _                   |               |               |                     |                 |
| 負債純資産合計             | 725, 626, 809 | 766, 248, 876 | 40, 622, 067        | 5.              |

# (2)損益計算書

|                     |    |    |               |    |              | (単位         | : 千円)               |
|---------------------|----|----|---------------|----|--------------|-------------|---------------------|
|                     |    |    | 前期            |    | 当 期          |             | <del>55</del> 4-641 |
|                     |    | (自 | 平成20年1月1日     | (自 | 平成20年7月1日    | 増減金額        | 増減率<br>(%)          |
|                     |    | 至  | 平成20年6月30日)   | 至  | 平成20年12月31日) |             | (70)                |
| 営業収益                |    |    |               |    |              |             |                     |
| 不動産賃貸収入             | *1 |    | 26, 708, 137  |    | 28, 068, 720 | 1, 360, 583 |                     |
| その他賃貸事業収入           | *1 |    | 2, 511, 515   |    | 3, 149, 500  | 637, 985    |                     |
| 不動産等売却益             | *2 |    | 868, 130      |    | _            | △ 868, 130  |                     |
| 営業収益合計              |    |    | 30, 087, 782  |    | 31, 218, 221 | 1, 130, 438 | 3.8                 |
| 営業費用                |    |    |               |    |              |             |                     |
| 賃貸事業費用              | *1 |    | 14, 177, 859  |    | 15, 228, 399 | 1,050,539   |                     |
| 資産運用報酬              |    |    | 1, 108, 514   |    | 1, 153, 498  | 44, 983     |                     |
| 役員報酬                |    |    | 19, 200       |    | 19, 200      | _           |                     |
| 会計監査人報酬             |    |    | 12, 900       |    | 12,900       | _           |                     |
| 資産保管手数料             |    |    | 31, 816       |    | 34, 601      | 2,784       |                     |
| 一般事務委託手数料           |    |    | 53, 650       |    | 50, 740      | △ 2,910     |                     |
| その他営業費用             |    |    | 154, 661      |    | 127, 896     | △ 26, 764   |                     |
| 営業費用合計              |    |    | 15, 558, 603  |    | 16, 627, 236 | 1, 068, 632 | 6.9                 |
| 営業利益                |    |    | 14, 529, 179  |    | 14, 590, 985 | 61, 805     | 0.4                 |
| 営業外収益               |    |    |               |    |              |             |                     |
| 受取利息                |    |    | 31, 117       |    | 36, 746      | 5, 628      |                     |
| 未払分配金戻入             |    |    | 3, 937        |    | 2, 025       | △ 1,912     |                     |
| 還付加算金               |    |    |               |    | 9,012        | 9,012       |                     |
| その他                 |    |    | 4, 765        |    | 7, 867       | 3, 102      |                     |
| 営業外収益合計             |    |    | 39, 820       |    | 55, 651      | 15, 831     | 39.8                |
| 営業外費用               | ·  |    |               |    |              |             |                     |
| 支払利息                |    |    | 1, 567, 461   |    | 1, 818, 349  | 250, 887    |                     |
| 投資法人債利息             |    |    | 625, 478      |    | 629, 061     | 3, 583      |                     |
| 投資法人債発行費償却          |    |    | 37, 924       |    | 27, 421      | △ 10, 503   |                     |
| 投資口交付費              |    |    | 79, 623       |    | -            | △ 79,623    |                     |
| その他                 |    |    | 35, 746       |    | 110, 076     | 74, 329     |                     |
| 営業外費用合計             |    |    | 2, 346, 234   |    | 2, 584, 909  | 238, 674    | 10.2                |
| 経常利益                |    |    | 12, 222, 764  |    | 12, 061, 727 | △ 161,037   | △ 1.3               |
| 税引前当期純利益            |    |    | 12, 222, 764  |    | 12, 061, 727 | △ 161,037   | △ 1.3               |
| 法人税、住民税及び事業税        |    |    | 1, 090        |    | 1, 065       | △ 25        | △ 2.3               |
| 法人税等調整額             |    |    | $\triangle 0$ |    | 1            | 2           |                     |
| 法人税等合計              |    |    | 1, 089        |    | 1, 066       | △ 23        | △ 2.1               |
| 当期純利益               |    |    | 12, 221, 674  |    | 12, 060, 660 | △ 161,014   | △ 1.3               |
| 前期繰越利益              |    |    | 122           |    | 239          | 116         |                     |
| 当期未処分利益又は当期未処理損失(△) |    |    | 12, 221, 797  |    | 12, 060, 899 | △ 160,897   |                     |

# (3)投資主資本等変動計算書

|  |    |                          |    | (単位:千円                   |
|--|----|--------------------------|----|--------------------------|
|  |    | 前期                       |    | 当期                       |
|  | (自 | 平成20年1月1日                | (自 | 平成20年7月1日                |
|  | 至  | 平成20年6月30日)              | 至  | 平成20年12月31日)             |
| 資主資本   |    |                          |    |                          |
| 出資総額   |    |                          |    |                          |
| 前期末残高  |    | 346, 446, 718            |    | 386, 175, 718            |
| 当期変動額  |    |                          |    |                          |
| 新投資口の発行                                      |    | 39, 729, 000             |    | _                        |
| 当期変動額合計 ———————————————————————————————————— |    | 39, 729, 000             |    | _                        |
| 当期末残高  |    | 386, 175, 718            |    | 386, 175, 718            |
| 剰余金  |    |                          |    |                          |
| 当期未処分利益又は当期未処理損失(△)                          |    |                          |    |                          |
| 前期末残高  |    | 10, 225, 654             |    | 12, 221, 797             |
| 当期変動額  |    |                          |    |                          |
| 剰余金の配当                                       |    | $\triangle$ 10, 225, 532 |    | △ 12, 221, 558           |
| 当期純利益  |    | 12, 221, 674             |    | 12, 060, 660             |
| 当期変動額合計                                      |    | 1, 996, 142              |    | △ 160,897                |
| 当期末残高<br><b>_</b>                            |    | 12, 221, 797             |    | 12, 060, 899             |
| 剰余金合計  |    |                          |    |                          |
| 前期末残高  |    | 10, 225, 654             |    | 12, 221, 797             |
| 当期変動額  |    | , ,                      |    | , ,                      |
| 剰余金の配当                                       |    | $\triangle$ 10, 225, 532 |    | △ 12, 221, 558           |
| 当期純利益  |    | 12, 221, 674             |    | 12, 060, 660             |
| 当期変動額合計                                      |    | 1, 996, 142              |    | △ 160, 897               |
| 当期末残高  |    | 12, 221, 797             |    | 12, 060, 899             |
| 投資主資本合計                                      |    |                          |    |                          |
| 前期末残高  |    | 356, 672, 373            |    | 398, 397, 515            |
| 当期変動額  |    | 330, 012, 313            |    | 390, 391, 313            |
| 新投資口の発行                                      |    | 39, 729, 000             |    | _                        |
| 剰余金の配当                                       |    | $\triangle$ 10, 225, 532 |    | $\triangle$ 12, 221, 558 |
| 当期純利益  |    | 12, 221, 674             |    | 12, 060, 660             |
| 当期変動額合計                                      |    | 41, 725, 142             |    | △ 160, 897               |
| 当期末残高  |    | 398, 397, 515            |    | 398, 236, 618            |
| _  |    |                          |    |                          |
| 道資産合計<br>- 並出土政立                             |    | 250,070,070              |    | 200 207 515              |
| 前期末残高  |    | 356, 672, 373            |    | 398, 397, 515            |
| 当期変動額  |    | 20 700 000               |    |                          |
| 新投資口の発行                                      |    | 39, 729, 000             |    | A 10 001 550             |
| 剰余金の配当                                       |    | △ 10, 225, 532           |    | △ 12, 221, 558           |
| 当期純利益  |    | 12, 221, 674             |    | 12, 060, 660             |
| 当期変動額合計                                      |    | 41, 725, 142             |    | △ 160, 897               |
| 当期末残高  |    | 398, 397, 515            |    | 398, 236, 618            |

# (4)金銭の分配に係る計算書

(単位:円)

|                 |                                    | , , ,                               |
|-----------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 科目              | 前 期<br>自 平成20年1月1日<br>至 平成20年6月30日 | 当 期<br>自 平成20年7月1日<br>至 平成20年12月31日 |
| I 当期未処分利益       | 12, 221, 797, 401                  | 12, 060, 899, 811                   |
| Ⅱ 分配金の額         | 12, 221, 558, 000                  | 12, 060, 584, 000                   |
| (投資口1口当たり分配金の額) | (22, 549)                          | (22, 252)                           |
| Ⅲ 次期繰越利益        | 239, 401                           | 315, 811                            |

| 分配金の額の算出方法 | 本投資法人の規約第 14 条第1項に        | 本投資法人の規約第 14 条第1項に        |
|------------|---------------------------|---------------------------|
|            | 定める「当期未処分利益(分配可能金         | 定める「当期未処分利益(分配可能金         |
|            | 額)を上限とし、租税特別措置法第 67       | 額)を上限とし、租税特別措置法第67        |
|            | 条の 15 に規定される本投資法人の配       | 条の 15 に規定される本投資法人の配       |
|            | 当可能所得の金額の100分の90に相当       | 当可能所得の金額の100分の90に相当       |
|            | する金額を超えて分配する」旨の方針         | する金額を超えて分配する」旨の方針         |
|            | に従い、当期未処分利益の概ね全額で         | に従い、当期未処分利益の概ね全額で         |
|            | ある 12,221,558,000 円を利益分配金 | ある 12,060,584,000 円を利益分配金 |
|            | として分配することといたしました。         | として分配することといたしました。         |
|            | なお、規約第14条第2項に定める利         | なお、規約第14条第2項に定める利         |
|            | 益を超えた金銭の分配は行いません。         | 益を超えた金銭の分配は行いません。         |

# (5)キャッシュ・フロー計算書

|                         |    |                           |    |                          | (単位:千円)                  |
|-------------------------|----|---------------------------|----|--------------------------|--------------------------|
|                         |    | 前期                        |    | 当期                       |                          |
|                         | (自 | 平成20年1月1日                 | (自 | 平成20年7月1日                | 増減金額                     |
|                         | 至  | 平成20年6月30日)               | 至  | 平成20年12月31日)             |                          |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        |    |                           |    |                          |                          |
| 税引前当期純利益                |    | 12, 222, 764              |    | 12, 061, 727             | $\triangle$ 161,037      |
| 減価償却費                   |    | 5, 276, 142               |    | 5, 356, 044              | 79,901                   |
| 長期前払費用償却額               |    | 4, 074                    |    | 4, 717                   | 643                      |
| 投資法人債発行費償却              |    | 37, 924                   |    | 27, 421                  | $\triangle$ 10,50        |
| 投資口交付費                  |    | 79, 623                   |    | ´ —                      | △ 79,623                 |
| 受取利息                    |    | △ 31, 117                 |    | $\triangle$ 36, 746      | $\triangle$ 5,628        |
| 未払分配金戻入                 |    | △ 3, 937                  |    | △ 2, 025                 | 1,91                     |
| 支払利息                    |    | 2, 192, 939               |    | 2, 447, 411              | 254, 471                 |
| 固定資産除却損                 |    | 14, 138                   |    | 55, 213                  | 41,074                   |
| 営業未収入金の増減額(△は増加)        |    | △ 137, 006                |    | 49, 009                  | 186, 015                 |
| 未収消費税等の増減額(△は増加)        |    | △ 509, 417                |    | 509, 417                 | 1,018,834                |
| 未払消費税等の増減額(△は減少)        |    | $\triangle$ 702, 147      |    | 691, 670                 | 1, 393, 817              |
| 常業未払金の増減額(△は減少)         |    | 31, 648                   |    |                          |                          |
|                         |    |                           |    | 567, 212                 | 535, 564                 |
| 未払金の増減額(△は減少)           |    | 68, 610                   |    | 333, 902                 | 265, 292                 |
| 前受金の増減額(△は減少)           |    | 393, 350                  |    | 171, 249                 | △ 222,100                |
| 長期前払費用の支払額              |    | △ 1,000                   |    | △ 6,000                  | △ 5,000                  |
| 信託有形固定資産の売却による減少額       |    | 4, 079, 964               |    | _                        | $\triangle$ 4,079,964    |
| その他                     |    | △ 282, 342                |    | 165, 128                 | 447, 470                 |
| 小計                      |    | 22, 734, 214              |    | 22, 395, 355             | △ 338,859                |
| 利息の受取額                  |    | 31, 117                   |    | 36, 746                  | 5,628                    |
| 利息の支払額                  |    | $\triangle$ 2, 200, 295   |    | $\triangle$ 2, 385, 241  | $\triangle$ 184, 945     |
| 法人税等の支払額                |    | △ 1,088                   |    | △ 1,068                  | 20                       |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        |    | 20, 563, 947              |    | 20, 045, 790             | △ 518, 150               |
| 資活動によるキャッシュ・フロー         |    |                           |    |                          |                          |
| 有形固定資産の取得による支出          |    | $\triangle$ 56, 760, 517  |    | $\triangle$ 32, 628, 378 | 24, 132, 139             |
| 信託有形固定資産の取得による支出        |    | $\triangle$ 1, 132, 105   |    | $\triangle$ 7, 745, 329  | $\triangle$ 6,613,224    |
| 預り敷金及び保証金の返還による支出       |    | $\triangle$ 2, 580, 957   |    | $\triangle$ 2, 295, 953  | 285,004                  |
| 預り敷金及び保証金の受入による収入       |    | 6,614,774                 |    | 3, 132, 631              | $\triangle$ 3, 482, 143  |
| 敷金及び保証金の差入による支出         |    | $\triangle$ 3, 567        |    | $\triangle$ 10, 655      | △ 7,08′                  |
| その他                     |    | △ 183, 699                |    | $\triangle$ 27, 914      | 155,78                   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        |    | △ 54, 046, 074            |    | △ 39, 575, 600           | 14, 470, 473             |
| <b>才務活動によるキャッシュ・フロー</b> |    |                           |    |                          |                          |
| 短期借入れによる収入              |    | 241,000,000               |    | 269, 000, 000            | 28,000,000               |
| 短期借入金の返済による支出           |    | $\triangle$ 239, 000, 000 |    | △ 249, 000, 000          | $\triangle$ 10,000,000   |
| 長期借入れによる収入              |    | 21,000,000                |    | 26, 000, 000             | 5,000,000                |
| 長期借入金の返済による支出           |    | △ 15,000,000              |    | △ 8,000,000              | 7,000,000                |
| 投資口の発行による収入             |    | 39, 649, 376              |    | , , , –                  | $\triangle$ 39, 649, 376 |
| 分配金の支払額                 |    | $\triangle$ 10, 223, 342  |    | △ 12, 218, 834           | △ 1,995,492              |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー        |    | 37, 426, 034              |    | 25, 781, 165             | △ 11,644,868             |
| 見金及び現金同等物の増減額(△は減少)     |    | 3, 943, 907               |    | 6, 251, 355              | 2,307,447                |
| 見金及び現金同等物の期首残高          |    | 27, 380, 584              |    | 31, 324, 492             | 3,943,907                |
| 見金及び現金同等物の期末残高          |    | 31, 324, 492              |    | 37, 575, 848             | 6, 251, 355              |

# (6)注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| (里女な云川  | 万針に係る事項に関する注記)                                     |   |
|---------|--|---|
|         | 前期   | 当期  |
|         | 自 平成20年1月1日<br>至 平成20年6月30日                        | 自 平成20年7月1日<br>至 平成20年12月31日                    |
|         | ①有形固定資産(信託財産を含む)                                   | ①有形固定資産(信託財産を含む)                                |
| 1.固定資産  | 定額法を採用しております。                                      | 同左  |
| の減価償    | なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下                               | 1. 4.44   |
| 却の方法    | のとおりであります。   |   |
|         | <br>  建 物 2~50年                                    | 建 物 2~50年                                       |
|         |  |   |
|         | 構 築 物 2~52年  | 構 築 物 2~50年                                     |
|         | 機 械 及 び 装 置 2~17年                                  | 機 械 及 び 装 置 2~17年                               |
|         | 工具、器具及び備品 2~19年                                    | 工具、器具及び備品 2~19年                                 |
|         | ②無形固定資産(信託財産を含む)                                   | ②無形固定資産(信託財産を含む)                                |
|         | 定額法を採用しております。                                      | 同左  |
| 2. 繰延資産 | ①投資法人債発行費  | 投資法人債発行費  |
| の処理方    | 3年間で均等額を償却しております。                                  | 同左  |
| 法       | ②投資口交付費<br>  支出時に全額費用として処理しております。                  |   |
| 12      | なお、平成20年2月4日付一般募集による新投                             |   |
|         | 資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受を                             |   |
|         | 行い、これを発行価額と異なる募集価格で一般投                             |   |
|         | 資家に販売する買取引受契約(「スプレッド方式」                            |   |
|         | という。)によっております。                                     |   |
|         | 「スプレッド方式」では、募集価格と発行価額                              |   |
|         | との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受                             |   |
|         | 証券会社に対する事実上の引受手数料となること<br>  から、本投資法人から引受証券会社への引受手数 |   |
|         | 料の支払いはありません。平成20年2月4日付一                            |   |
|         | 般募集による新投資口発行に際し、募集価格と発                             |   |
|         | 行価額との差額の総額は、1,173,420千円であり、                        |   |
|         | 引受証券会社が発行価額で引受を行い、同一の募                             |   |
|         | 集価格で一般投資家に販売する買取引受契約(「従                            |   |
|         | 来方式」という。)による新投資口発行であれば、                            |   |
|         | 投資口交付費として処理されていたものです。<br>このため、「スプレッド方式」では、「従来方     |   |
|         | 式」に比べ、投資口交付費は、1,173,420 千円少な                       |   |
|         | く計上され、また経常利益及び税引前当期純利益                             |   |
|         | は同額多く計上されております。                                    |   |
|         |  |   |
| 3. 収益及び | 固定資産税等の処理方法  | 固定資産税等の処理方法                                     |
| 費用の計    | 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税                             | 同左  |
|         | 及び償却資産税等については、賦課決定された税                             |   |
| 上基準     | 額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費                             |   |
|         | 用として費用処理する方法を採用しております。                             | われ、ア乱立つはア乱立と伝ジロウエニッピジ                           |
|         | なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託<br>受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払    | なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託 受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払    |
|         | 交益権の取得に伴い、   | 交益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払   った初年度の固定資産税等相当額については、費 |
|         | 用に計上せず当該不動産の取得原価に算入してお                             | 用に計上せず当該不動産の取得原価に算入してお                          |
|         | ります。当期において不動産等の取得原価に算入                             | ります。当期において不動産等の取得原価に算入                          |
|         | した固定資産税等相当額は 204, 552 千円でありま                       | した固定資産税等相当額は 67,804 千円でありま                      |
|         | す。   | す。  |
|         |  |   |
|         |  |   |

| 4. | リース取<br>引 の 処<br>理方法  | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  | _  |
|----|---|---|----|
| 5. | 不を産 信 権 と で を を を を を に と で 受 関 ま に と 会 ま かま か | 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。 ① 信託現金及び信託預金 ② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定、信託借地権 ③ 信託預り敷金及び保証金 | 同左 |
|    | キャッシュー計算書<br>におかの範囲<br>消費税等   | キャッシュ・フロー計算書における資金(現金<br>及び現金同等物)は、手許現金及び信託現金、随<br>時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に<br>換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少<br>なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償<br>還期限の到来する短期投資からなっております。<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に   | 同左 |
|    | の処理方法   | よっております。  |    |

# (会計方針の変更に関する注記)

| 前期           | 当期                                 |
|--------------|------------------------------------|
| 自 平成20年1月1日  | 自 平成20年7月1日                        |
| 至 平成20年6月30日 | 至 平成20年12月31日                      |
|              | (リース取引に関する会計基準等の適用)                |
| _            |                                    |
|              | 当期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基         |
|              | 準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)      |
|              | 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計        |
|              | 基準委員会 企業会計基準適用指針第 16 号 平成 19 年 3 月 |
|              | 30日改正)を適用しております。                   |
|              | なお、これによる損益に与える影響はありません。            |

# (表示方法の変更に関する注記)

| 前期           | 当期                          |
|--------------|-----------------------------|
| 自 平成20年1月1日  | 自 平成20年7月1日                 |
| 至 平成20年6月30日 | 至 平成20年12月31日               |
|              | (前期における有形固定資産の区分掲記)         |
| _            | 前期において「有形固定資産」は、各資産の金額から減価  |
|              |                             |
|              | 償却累計額を直接控除し、控除後の残高を各資産の金額とし |
|              | て表示しておりましたが、当期より、「減価償却累計額」を |
|              | 各資産科目の控除科目として区分掲記しております。    |

# (貸借対照表に関する注記)

| 前 期<br>(平成 20 年 6 月 : |               | 当期(巫母20年12月21日現在)     |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
|                       | 00 日 5位1      | (平成 20 年 12 月 31 日現在) |
| 1.減価償却累計額の内訳          | (単位:千円)       |                       |
| 建物                    | (事位.1日)       |                       |
| 取得価額                  | 132, 739, 012 |                       |
| 減価償却累計額               | 14, 427, 978  |                       |
| 貸借対照表計上額              | 118, 311, 033 |                       |
| 貝旧对思衣訂上領              | 110, 311, 033 |                       |
| <b>靠築物</b>            |               |                       |
| 取得価額                  | 2, 150, 517   |                       |
| 減価償却累計額               | 487, 086      |                       |
| 貸借対照表計上額              | 1, 663, 431   |                       |
| 械及び装置                 |               |                       |
| 取得価額                  | 937, 710      |                       |
| 減価償却累計額               | 271, 378      |                       |
| 貸借対照表計上額              | 666, 331      |                       |
| 具、器具及び備品              |               |                       |
| 取得価額                  | 537, 144      |                       |
| 減価償却累計額               | 176, 654      |                       |
| 貸借対照表計上額              | 360, 489      |                       |
| 託建物                   |               |                       |
| 取得価額                  | 132, 095, 369 |                       |
| <b>咸価償却累計額</b>        | 28, 095, 190  |                       |
| 貸借対照表計上額              | 104, 000, 179 |                       |
| 託構築物                  |               |                       |
| 取得価額                  | 1, 360, 178   |                       |
| 减価償却累計額               | 388, 062      |                       |
| 貸借対照表計上額              | 972, 115      |                       |
| E機械及び装置               |               |                       |
| 取得価額                  | 1, 304, 278   |                       |
| 或価償却累計額               | 519, 405      |                       |
| 貸借対照表計上額              | 784, 873      |                       |
| 託工具、器具及び備品            |               |                       |
| 取得価額                  | 771, 090      |                       |
| 減価償却累計額               | 347, 722      |                       |
| 貸借対照表計上額              | 423, 368      |                       |

| 2. 特定融資枠に係る借入未実行枠残高   | 5等           | 2. 特定融資枠に係る借入未実行枠残高等 |                |  |  |  |
|---|--------------|----------------------|----------------|--|--|--|
| 本投資法人は、リファイナンスリス<br>を主たる目的として取引銀行等と特定<br>ントライン)契約を締結しております。 | 融資枠(コミットメ    | 同左                   |                |  |  |  |
| (借入コミットメント)   | (単位:千円)      | (借入コミットメント)          | (単位:千円)        |  |  |  |
| 特定融資枠の総額  | 30,000,000   | 特定融資枠の総額             | 30,000,000     |  |  |  |
|   | 30, 000, 000 |                      | 30, 000, 000   |  |  |  |
| 当期末借入残高   | <del></del>  | 当期末借入残高              |                |  |  |  |
| 当期末未実行枠残高   | 30, 000, 000 | 当期末未実行枠残高            | 30, 000, 000   |  |  |  |
| *3. 投資信託及び投資法人に関する法   | 律第 67 条第4項に  | *3. 投資信託及び投資法人に関     | する法律第 67 条第4項に |  |  |  |
| 定める最低純資産額   |              | 定める最低純資産額            |                |  |  |  |
|   | 50,000 千円    |                      | 50,000 千円      |  |  |  |

# (損益計算書に関する注記)

| (損益計算書に関する注記)                               | 0-                             |
|---|--------------------------------|
| 前 期<br>自 平成20年1月1日                          | 当 期<br>自 平成20年7月1日             |
| 至 平成20年1月1日                                 | 至 平成20年17月1日                   |
| *1. 不動産賃貸事業損益の内訳                            | *1. 不動産賃貸事業損益の内訳               |
| (単位:千円)                                     | (単位:千円)                        |
| A. 不動産賃貸事業収益                                | A. 不動産賃貸事業収益                   |
| 不動産賃貸収入                                     | 不動産賃貸収入                        |
| (家 賃) 23,626,362                            |                                |
| (共 益 費) 2,957,038                           |                                |
| (その他賃貸収入) 124,735                           | (その他賃貸収入)125,699               |
| 計 26,708,137                                |                                |
| その他賃貸事業収入                                   | その他賃貸事業収入                      |
| (駐車場使用料) 589,026                            |                                |
| (施設使用料) 149,018                             |                                |
| (付帯収益) 1,657,065                            |                                |
| (解約金) 54,023                                |                                |
| (雑 収 益)62,381                               | <del></del>                    |
| 計 2,511,515                                 | 計 3,149,500                    |
| 不動産賃貸事業収益合計 29,219,652                      | 不動産賃貸事業収益合計 31,218,221         |
| B. 不動産賃貸事業費用                                | B. 不動産賃貸事業費用                   |
| 賃貸事業費用                                      | 賃貸事業費用                         |
| (外注委託費) 3,611,837                           |                                |
| (公租公課) 2,288,356                            |                                |
| (修繕費) 781,193                               | (修繕費) 828,599                  |
| (保険料) 34,430                                | (保険料) 36,815                   |
| (諸経費) 2,185,898                             | (諸経費) 2,729,447                |
| (減価償却費) 5,276,142                           | (減価償却費) 5,356,044              |
| 不動産賃貸事業費用合計 14,177,859                      | 不動産賃貸事業費用合計 15,228,399         |
| 0 7到 7年 7年 7年 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 0 7 1 女任(李本华日光(1 万) 15 000 000 |
|   | C. 不動産賃貸事業損益(A-B) 15,989,822   |
| *2. 不動産等売買損益の内訳<br>(単位:千円)                  | _                              |
| 大同生命大宮ビル                                    |                                |
| 不動産等売却収入 2,707,000                          |                                |
| 不動産等売却原価 2,191,052                          |                                |
| その他売却費用 84,423                              |                                |
| 不 動 産 等 売 却 益 431,523                       |                                |
| NBF谷町ビル                                     |                                |
| 不動産等売却収入 2,400,000                          |                                |
| 不動産等売却原価 1,888,911                          |                                |
| その他売却費用 74,486                              |                                |
| 不動産等売却益<br>436,607                          |                                |
| 1 数 注 寸 儿 秤 皿                               | +                              |
|   |                                |

# (関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)

- 1. 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。
- 2. 役員及び個人主要株主等

|       | 区共人 0 四/ | ·  |                  |                     |                           |   |                           |     |                  |
|-------|----------|----|------------------|---------------------|---------------------------|---|---------------------------|-----|------------------|
| 属性    | 氏名       | 住所 | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業       | 議 決 権 等<br>の所有(被<br>所有)割合 | 取引の内容   | 取引金額<br>(千円)              | 科目  | 期末残高<br>(千円)     |
| 役員及び  | 西山晃一     | _  | _                | 本投資法人 執 行 兼 エル      | _                         | 日 本 ビドン<br>マンメ<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・ | 1,322,362<br>(注2)<br>(注4) | 未払金 | 408, 045<br>(注4) |
| その近親者 |          |    |                  | ファンドマネジメント株式会社代表取締役 |                           | 日 本 ビドンス<br>マジス式機<br>の 報酬 の (注3)  | 1,500<br>(注4)             | 未払金 | 787<br>(注4)      |

- (注1) 西山晃一が第三者(日本ビルファンドマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、 本投資法人の規約で定められた条件によっております。
- (注2) 資産運用報酬額には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬 213,847 千円が含まれております。
- (注3) 西山晃一が第三者(日本ビルファンドマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人と日本ビルファンドマネジメント株式会社との間で締結した「機関運営に関する一般事務委託契約」に定められております。
- (注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 3. 子会社等

当社が出資する子会社等は一切存在せず、該当事項はありません。

4. 兄弟会社等

該当事項はありません。

当期(自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)

- 1. 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。
- 2. 関連会社等 該当事項はありません。
- 3. 兄弟会社等 該当事項はありません。
- 4. 役員及び個人主要株主等

|                   | 区員及し個人                                   | <u> </u> | · ·,  |                                 |                           |   |                           |     |                  |
|-------------------|--|----------|---|---------------------------------|---------------------------|---|---------------------------|-----|------------------|
| 属性                | 氏名                                       | 住所       | 資本金<br>又は<br>出資金                                  | 事業の内容<br>又は職業                   | 議 決 権 等<br>の所有(被<br>所有)割合 | 取引の内容   | 取引金額<br>(千円)              | 科目  | 期末残高<br>(千円)     |
| 役員<br>及び<br>その近親者 | 西山晃一                                     |          | _   | 本投資法人<br>執 行 役 員<br>兼<br>日 本 ビル | _                         | 日 本 ビドン<br>マンメ会産<br>変<br>数<br>子ジ式<br>資<br>子<br>の<br>報<br>子<br>ジ<br>れ<br>の<br>れ<br>の<br>れ<br>り<br>(注1) | 1,274,498<br>(注2)<br>(注4) | 未払金 | 406, 401<br>(注4) |
|                   | 西山光一 - ファンドマ<br>ネジメント<br>株式 会 社<br>代表取締役 |          | 日 本 ビドンス<br>本 ン メ 会 関 で ドン 社 運 重 衣 光 会 関 の (注 3 ) | 1,500<br>(注4)                   | 未払金                       | 787<br>(注4)   |                           |     |                  |

- (注1) 西山晃一が第三者 (日本ビルファンドマネジメント株式会社) の代表者として行った取引であり、報酬額は、 本投資法人の規約で定められた条件によっております。
- (注2) 資産運用報酬額には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬 121,000 千円が含まれております。
- (注3) 西山晃一が第三者(日本ビルファンドマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人と日本ビルファンドマネジメント株式会社との間で締結した「機関運営に関する一般事務委託契約」に定められております。
- (注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### (追加情報)

当期より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11 号 平成 18 年 10 月 17 日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13 号 平成 18 年 10 月 17 日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

# (1口当たり情報に関する注記)

| 前期   | 当期   |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| 自 平成20年1月1日  | 自 平成20年7月1日  |  |  |  |  |
| 至 平成20年6月30日   | 至 平成20年12月31日  |  |  |  |  |
| 1 口当たり純資産額 735,050円  | 1 口当たり純資産額 734,753 円   |  |  |  |  |
| 1 口当たり当期純利益 22,831 円   | 1 口当たり当期純利益 22,252 円   |  |  |  |  |
| なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。 | なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加<br>重平均投資口数で除することにより算定しております。<br>また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益につい<br>ては、潜在投資口がないため記載しておりません。 |  |  |  |  |

# (注)1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| (日) 1月 17 月 17 月 17 月 17 日 17 日 17 日 17 日 1 |                                    |                                     |
|---|------------------------------------|-------------------------------------|
|   | 前 期<br>自 平成20年1月1日<br>至 平成20年6月30日 | 当 期<br>自 平成20年7月1日<br>至 平成20年12月31日 |
| 当期純利益(千円)                                   | 12, 221, 674                       | 12, 060, 660                        |
| 普通投資主に帰属しない金額(千円)                           | _                                  |                                     |
| 普通投資口に係る当期純利益(千円)                           | 12, 221, 674                       | 12, 060, 660                        |
| 期中平均投資口数(口)                                 | 535, 298                           | 542, 000                            |

# (重要な後発事象に関する注記)

| 前 期          | 当 期           |
|--------------|---------------|
| 自 平成20年1月1日  | 自 平成20年7月1日   |
| 至 平成20年6月30日 | 至 平成20年12月31日 |
| 該当事項はありません。  | 同左            |

### 〔開示の省略〕

投資主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、リース取引、有価証券、デリバティブ取引、退職給付及び税効 果会計に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しており ます。

# 4. 参考情報

# (1) 投資状況

|                  | 1          |   |              |          |                       |         |  |
|------------------|------------|---|--------------|----------|-----------------------|---------|--|
|                  |            |   | 前其           | 月        | 当其                    | 月       |  |
| 資産の種類            | 内容等による区分   | 地域等   | (平成 20 年 6 月 | 30 日現在)  | (平成 20 年 12 月 31 日現在) |         |  |
| 買性の性類            | 内谷寺による区分   | 地域寺   | 価格           | 投資比率     | 価格                    | 投資比率    |  |
|                  |            |   | (百万円)        | (%)      | 比率 価格 投               | (%)     |  |
|                  |            | 東京都心部     148,904     20.5     179,6       東京周辺都市部     120,313     16.6     119,7       地方都市部     37,929     5.2     37,7 |              | 179, 661 | 23. 4                 |         |  |
| 不動産              | 東京周辺都市部    | 120, 313  | 16. 6        | 119, 757 | 15. 6                 |         |  |
|                  |            | 地方都市部   | 37, 929      | 5. 2     | 37, 739               | 4. 9    |  |
|                  |            | 小計  | 307, 148     | 42.3     | 337, 158              | 44. 0   |  |
|                  | 不動産等を主な信託  | 東京都心部   | 273, 017     | 37. 6    | 278, 529              | 36. 3   |  |
|                  |            | 東京周辺都市部   | 62, 158      | 8.6      | 62, 116               | 8. 1    |  |
| 7 0 14 0 17 7    | 財産とする信託受益権 | 地方都市部   | 45, 938      | 6. 3     | 45, 563               | 5. 9    |  |
| その他の資産           | 作          | 小計  | 381, 113     | 52. 5    | 386, 210              | 50. 4   |  |
|                  | 預金・その他の資産  |   | 37, 364      | 5. 1     | 42, 880               | 5. 6    |  |
|                  | その他の資産合計   |   | 418, 478     | 57. 7    | 429, 090              | 56. 0   |  |
| /bg マケ (A) do エコ |            |   | 725, 626     | 100.0    | 766, 248              | 100.0   |  |
| 資産総額計            |            |   | (688, 261)   | (94. 9)  | (723, 368)            | (94. 4) |  |

- (注) 1. 上記における不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権に係る信託不動産は、いずれもテナントに対する賃貸用であり、主たる用途がオフィスである建物及びその敷地です。
  - 2. 投資比率は、投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率です。「価格」として、不動産は規約に規定された評価方法である「貸借対照表計上額」を、その他の資産も同様に「貸借対照表計上額」を採用しております。
  - 3. 上記における不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権に係る信託不動産の「貸借対照表計上額」は、土地、建物、構築物、機械及び装置、工具器具及び備品もしくは信託が保有するこれらの資産及び無形固定資産(借地権、地上権、施設利用権など)と長期前払費用の合計の取得価額(取得にかかわる諸費用含む)から減価償却累計額を控除した価額です。不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権に係る信託不動産の「貸借対照表計上額」のうち、無形固定資産は 前期 35,662 百万円 当期 35,660 百万円、長期前払費用は 前期 49 百万円 当期 49 百万円です。( )内の数値は、対象資産中に占める実質的な不動産の保有に相当する部分を記載しております。なお、建設仮勘定(信託建設仮勘定含む)の金額は不動産及び信託不動産の金額に含まれておりません。
  - 4. 上記における「預金・その他の資産」には、信託財産内の預金 前期 17,019 百万円 当期 17,522 百万円、敷金及び保証金 前期 328 百万円 当期 339 百万円及び建設仮勘定(信託建設仮勘定含む) 前期 144 百万円 当期 16 百万円が含まれております。なお、上記における「不動産等を主な信託財産とする信託受益権」には、信託財産内の預金は含まれておりません。
  - 5. 西新宿六丁目共有組合(民法第 667 条に規定する組合) への出資部分(以下「任意組合出資持分」といいます。)(前期 2,595 百万円 対総資産比率 0.4% 当期 2,577 百万円 対総資産比率 0.3%)につきましては、不動産(東京都心部)に含めて記載しております。
  - 6. 中目黒GTタワー共有床組合(民法第667条に規定する組合)への出資部分(以下「任意組合出資持分」といいます。) (前期323百万円対総資産比率0.0%当期319百万円対総資産比率0.0%)につきましては、不動産(東京都心部) に含めて記載しております。
  - 7. 中野坂上サンブライトツインについては、不動産(前期 31,505 百万円 当期 31,311 百万円)及び信託不動産(前期 8,289 百万円 当期 8,208 百万円) を保有しておりますので、それぞれを区分して記載しております。

# (2) 投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの

# ① 投資不動産物件及びその他投資資産の主要なものの価格及び投資比率

以下は平成20年12月31日現在の本件不動産の価格及び投資比率を示しています。本件不動産を構成する投資不動産物件及び信託不動産(ただし、「芝NBFタワー」、「虎ノ門琴平タワー」及び「NBF銀座通りビル」についてはそれぞれ敷地の賃借権、地上権を含みます。)は、いずれもテナントに対する賃貸用であり、主たる用途がオフィスである建物及びその敷地です。

| 地域区分   | 物件名称   | 取得価格 (千円)  | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 価格(不動産<br>鑑定評価額)<br>(千円) | 投資比率<br>(%)  | 地域区分毎の<br>投資比率(%) |
|--|--|--|----------------------|--------------------------|--|-------------------|
|  | 大和生命ビル   | 63, 500, 000   |                      | 68, 800, 000             | 7. 4   |                   |
|  |  | 44, 903, 393   | 36, 333, 128         | 57, 900, 000             | 6. 3   |                   |
|  | 芝NBFタワー  | 32,000,000   | 30, 712, 994         | 35, 800, 000             | 3. 9   |                   |
|  | NBFプラチナタワー   | 31, 000, 000   | 30, 426, 155         | 57, 000, 000             | 6. 2   |                   |
|  | NBF南青山ビル   | 31, 000, 000   | 31, 794, 691         | 25, 100, 000             | 2. 7   |                   |
|  | ゲートシティ大崎   | 30, 100, 000   | 24, 576, 584         | 34, 600, 000             | 3. 7   |                   |
|  | 虎ノ門琴平タワー   | 24, 543, 000   | 21, 015, 167         | 36, 600, 000             | 4.0  |                   |
|  | NBF日本橋室町センタービル   | 物件名称 (千円) (千<br>命ビル 63,500,000 64,<br>三井ビルディング 44,903,393 36,<br>デタワー 32,000,000 30,<br>ガラチナタワー 31,000,000 31,<br>シティ大崎 30,100,000 24,<br>愛平タワー 24,543,000 21,0<br>ヨ本橋室町センタービル 23,945,000 24,1<br>コスタワー 23,856,000 21,7<br>現座通りビル 17,000,000 17,6<br>たどル 15,616,000 13,3<br>たどル 15,616,000 13,3<br>たどル 13,337,000 13,6<br>ボボビルB棟 13,217,000 12,6<br>日繊ビル 12,614,118 11,5<br>ALLIANCE 9,126,000 9,6<br>ディカルビル 8,800,000 8,5<br>ディカルビル 8,800,000 8,5<br>ごか 6,770,000 6,6<br>高輪ビル 6,667,200 6,5<br>高輪ビル 6,667,200 6,5<br>高橋ビル 6,100,000 6,5<br>高橋ビル 6,100,000 6,5<br>高橋ビル 4,940,000 4,5<br>カリ川町ビルディング 4,940,000 4,5<br>カリ川町ビルディング 4,940,000 4,5<br>カリ川町ビルディング 4,940,000 4,5<br>カリ川町ビルディング 4,940,000 1,5<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 4,428,000 4,5<br>カリ川町ビルディング 4,940,000 1,5<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 4,750,488 39,1<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 3,280,000 3,5<br>恵田町ヴェルデビル 4,428,000 4,6<br>カリー・ビルディング 3,800,000 3,5<br>恵田ビル 2,300,000 2,5<br>三井ビルディング 8,875,500 7,2<br>戸井ビルディング 8,875,500 7,2<br>戸井ビルディング 15,700,000 15,8<br>公戸ビル 2,435,000 2,5 | 24, 181, 128         | 32, 400, 000             | 3. 5   |                   |
|  | 中目黒GTタワー   | 23, 856, 000   | 21, 773, 196         | 31, 400, 000             | 3. 4   |                   |
|  | NBF銀座通りビル  | 17, 000, 000   | 17, 616, 136         | 16, 100, 000             | 1.7  |                   |
|  | 新宿三井ビルディング二号館  | 16, 285, 400   | 15, 938, 320         | 22, 500, 000             | 2. 4   |                   |
|  | GSKビル  | 15, 616, 000   | 13, 921, 126         | 23, 600, 000             | 2. 6   |                   |
|  | NBF虎ノ門ビル   | 13, 337, 000   | 13, 624, 419         | 18, 900, 000             | 2. 0   |                   |
|  | 興和西新橋ビルB棟  | 13, 217, 000   | 12, 044, 252         | 21,000,000               | 2. 3   |                   |
| 東  | 第2新日鐵ビル  | 12, 614, 118   | 11, 583, 926         | 14, 880, 000             | 1. 6   |                   |
| 都  | NBF ALLIANCE   | 9, 126, 000  | 9, 488, 642          | 11, 500, 000             | 1. 2   | 66.0              |
| 部  | 四谷メディカルビル  | 8,800,000  | 8, 534, 184          | 8,690,000                | 0.9  |                   |
|  | 渋谷ガーデンフロント   | 8, 700, 000  | 8, 278, 995          | 16, 700, 000             | 1.8  |                   |
|  | NBF渋谷イースト  | 8,000,000  | 8, 226, 273          | 7, 770, 000              | 0.8  |                   |
|  | NBF芝公園ビル   | 6, 770, 000  | 6, 732, 806          | 9, 050, 000              | 1.0  |                   |
|  | NBF高輪ビル  | 6, 667, 200  | 6, 277, 820          | 8, 400, 000              | 0.9  |                   |
|  | NBF赤坂山王スクエア  | 6, 250, 000  | 6, 251, 970          | 8, 440, 000              | 0.9  |                   |
|  | 芝公園高橋ビル  | 6, 100, 000  | 6, 322, 265          | 5, 870, 000              | 0.6  |                   |
|  | 住友電設ビル   | 5, 365, 000  | 4, 782, 771          | 6, 450, 000              | 0.7  |                   |
|  | NBF東銀座スクエア   | 5, 200, 000  | 4, 994, 100          | 7, 850, 000              | 0.8  |                   |
|  | NBF小川町ビルディング   | 4, 940, 000  | 4, 950, 785          | 6, 380, 000              | 0.7  |                   |
|  | NBF池袋タワー   | 4, 695, 000  | 4, 487, 149          | 5, 870, 000              | 0.6  |                   |
|  | NBF池袋シティビル   | 4, 428, 000  | 4, 444, 835          | 5, 600, 000              | 0.6  |                   |
|  | NBF須田町ヴェルデビル   | 3, 280, 000  | 3, 378, 458          | 4,070,000                | 0.4  |                   |
| 大和生命ビル 63.5<br>西新宿三井ビルディング 44.9<br>芝NBFタワー 32.6<br>NBFブラチナタワー 31.6<br>NBF南青山ビル 31.6<br>ゲートシティ大崎 30.1<br>虎ノ門琴平タワー 24.5<br>NBF日本橋室町センタービル 23.9<br>中目黒GTタワー 23.8<br>NBF銀座通りビル 17.0<br>新宿三井ビルディングニ号館 16.2<br>GSKビル 15.6<br>GSKビル 15.6<br>のSKビル 15.6<br>のSKビル 13.3<br>乗れ西新橋ビルB棟 13.2<br>第 2 新日鐵ビル 12.6<br>那BF ALLIANCE 9.1<br>四谷メディカルビル 8.8<br>バ路F ALLIANCE 9.1<br>四谷メディカルビル 6.7<br>NBF渋谷イースト 8.6<br>NBF洗伽ビル 6.7<br>NBF連伽エスクエア 6.2<br>空公園高橋ビル 6.1<br>住友電設ビル 5.3<br>NBF連線タワー 4.6<br>NBF連線タワー 4.6<br>NBF連線タワー 4.6<br>NBF連線シティビル 4.9<br>NBF連線シティビル 1.6<br>ハBF連線シティビル 1.6<br>ハBF連がシティビル 1.6<br>バート 1.6<br>バート 1.6<br>バート 1.6<br>ボード 1.6<br>ボード 2.6<br>ボード 2.6<br>ボード 2.6<br>ボード 2.6<br>ボード 2.7<br>ボード 2.7<br>バレール三井ビルディング 13.5<br>バレール三井ビルディング 3.8<br>NBF車ボロ 2.3<br>ボード・アイング 13.5<br>バレール三井ビルディング 3.8<br>NBF車ボロ 2.3<br>ボード・アイング 15.7<br>NBF連ボロー 2.3<br>バールニ井ビルディング 3.8<br>NBF車ボロー 2.3<br>バールニ井ビルディング 13.5<br>バールニ井ビルディング 3.8<br>NBF車ボロー 2.3<br>バールニ井ビルディング 13.5<br>バールニ井ビルディング 13.5<br>バート・アイン 13.5<br>バート・アイング 16.8<br>NBF連ボロー 2.4<br>ボード・アイング 16.8<br>NBF連ボロー 2.4<br>ボード・アイング 16.8<br>NBF連ボロー 2.4 | 1,000,000  | 1,017,213  | 1, 530, 000          | 0. 2                     |  |                   |
|  | 小計   | 482, 238, 112  | 458, 190, 966        | 610, 750, 000            | _  |                   |
|  | 中野坂上サンブライトツイン  | 40, 750, 488   | 39, 520, 165         | 38, 100, 000             | 4. 1   |                   |
|  | 大和生命ビル 西新宿三井ビルディング 芝NBFタワー NBFプラチナタワー NBF南青山ビル ゲートシティ大崎 虎ノ門琴平タワー NBF母な | 35, 200, 000   | 33, 698, 126         | 40, 200, 000             | 4. 3   |                   |
|  | NBF豊洲ガーデンフロント  | 25, 018, 000   | 25, 287, 401         | 32, 500, 000             | 3. 5   |                   |
|  | 新川崎三井ビルディング  | 取得価格   | 2.3                  |                          |  |                   |
|  | 横浜STビル   |  | 2. 1                 |                          |  |                   |
| 果京   | パレール三井ビルディング   | 3,800,000  | 3, 283, 442          | 4, 390, 000              | 0.5  |                   |
| 周辺   | NBF厚木ビル  | 2, 300, 000  | 2, 133, 324          | 2, 360, 000              | 0.3  | 22. 9             |
| 都  | つくば三井ビルディング  | 8, 875, 500  | 7, 445, 603          | 9, 310, 000              | 1.0  | 22.9              |
| 市部   | NBF宇都宮ビル   | 2, 435, 000  | 2, 526, 451          | 2,770,000                | (%)  7. 4  6. 3  3. 9  6. 2  2. 7  3. 7  4. 0  3. 5  3. 4  1. 7  2. 4  2. 6  2. 0  2. 3  1. 6  1. 2  0. 9  1. 8  0. 8  1. 0  0. 9  1. 8  0. 8  1. 0  0. 9  0. 6  0. 7  0. 8  0. 7  0. 6  0. 7  0. 8  0. 7  0. 6  0. 7  0. 6  0. 7  0. 8  0. 7  0. 6  0. 7  0. 6  0. 7  0. 8  0. 7  0. 6  0. 7  0. 8  0. 7  0. 8  0. 7  0. 8  0. 7  0. 8  0. 7  0. 8  0. 7  0. 6  0. 7  0. 8  0. 9  0 |                   |
|  | シーノ大宮ノースウィング   | 16, 816, 345   | 15, 738, 189         | 21, 800, 000             | 2.4  |                   |
|  | NBF浦和ビル  | 2,000,000  | 1, 925, 469          | 2, 170, 000              | 0.2  |                   |
|  | 新浦安センタービルディング  | 15, 700, 000   | 15, 891, 204         | 15, 000, 000             | 1.6  |                   |
|  | NBF松戸ビル  | 2, 455, 000  | 2, 261, 549          | 2, 730, 000              | 0.3  |                   |
|  | 小計   | 189, 179, 633  | 181, 874, 267        | 211, 730, 000            | -  |                   |

| 地域区分  | 物件名称             | 取得価格 (千円)     | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 価格(不動産<br>鑑定評価額)<br>(千円) | 投資比率<br>(%) | 地域区分毎の<br>投資比率(%) |
|-------|------------------|---------------|----------------------|--------------------------|-------------|-------------------|
|       | 札幌エルプラザ          | 4, 404, 405   | 4, 065, 260          | 6, 610, 000              | 0.7         |                   |
| 地方都市部 | NBF札幌南二条ビル       | 1, 870, 300   | 1, 728, 989          | 1,740,000                | 0.2         |                   |
|       | NBF仙台本町ビル        | 3, 566, 000   | 3, 666, 935          | 3, 940, 000              | 0.4         |                   |
|       | NBFユニックスビル       | 4, 028, 900   | 3, 252, 664          | 3, 810, 000              | 0.4         |                   |
|       | NBF新潟テレコムビル      | 3, 957, 500   | 3, 669, 247          | 3, 700, 000              | 0.4         |                   |
|       | NBF名古屋広小路ビル      | 7, 232, 000   | 7, 305, 123          | 8, 610, 000              | 0.9         |                   |
|       | アクア堂島NBFタワー      | 17, 810, 000  | 16, 906, 246         | 23, 600, 000             | 2.6         |                   |
| 地     | 信濃橋三井ビルディング      | 14, 400, 000  | 11, 770, 169         | 15, 100, 000             | 1.6         |                   |
| 地方都市  | サンマリオンNBFタワー     | 10, 500, 000  | 8, 807, 771          | 10, 600, 000             | 1. 1        | 11 1              |
| 市     | 堺筋本町センタービル       | 6, 500, 000   | 6, 273, 513          | 7, 640, 000              | 0.8         | 11. 1             |
| 部     | NBF堺東ビル          | 2, 227, 200   | 1, 992, 208          | 2, 170, 000              | 0.2         |                   |
| 地方都市部 | アクア堂島東館          | 1, 914, 000   | 1, 825, 623          | 2, 370, 000              | 0.3         |                   |
|       | NBF四条烏丸ビル        | 1,627,000     | 1, 398, 875          | 1,670,000                | 0.2         |                   |
|       | NBF広島立町ビル        | 2, 930, 000   | 2, 960, 722          | 3, 170, 000              | 0.3         |                   |
|       | 広島袋町ビルディング       | 835, 000      | 740, 175             | 902,000                  | 0.1         |                   |
|       | NBF博多祇園ビル        | 2, 629, 000   | 2, 314, 933          | 2,740,000                | 0.3         |                   |
|       | NBF熊本ビル          | 4, 500, 000   | 4, 624, 826          | 3, 960, 000              | 0.4         |                   |
|       | 小計               | 90, 931, 305  | 83, 303, 285         | 102, 332, 000            |             |                   |
|       | ポートフォリオ合計 (60 棟) | 762, 349, 050 | 723, 368, 519        | 924, 812, 000            | 100.0       | -                 |

- (注) 1. 区分所有物件及び共有物件については、それぞれ本投資法人の持分に関する取得価格、貸借対照表計上額及び価格(不動産鑑定評価額)です。
  - 2. 上記の「価格」は、平成 20 年 12 月 31 日を価格時点とする㈱谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定㈱または財団法人日本不動産研究所作成の不動産鑑定評価書に基づいています。不動産鑑定評価においては、テナント入居中という現況を踏まえ、積算価格を検証手段として、全て収益価格での不動産鑑定評価額を決定しております。各物件における不動産鑑定評価書を作成した不動産鑑定機関は以下のとおりです。

| 不動産鑑定機関      | 物件名称   |
|--------------|--|
| 株式会社谷澤総合鑑定所  | 芝NBFタワー、NBFプラチナタワー、NBF日本橋室町センタービル、中目黒GTタワー、新宿三井ビルディング二号館、GSKビル、興和西新橋ビルB棟、第2新日鐵ビル、渋谷ガーデンフロント、NBF高輪ビル、住友電設ビル、NBF須田町ヴェルデビル、横浜STビル、つくば三井ビルディング、シーノ大宮ノースウィング、NBF松戸ビル、札幌エルプラザ、NBF札幌南二条ビル、NBF仙台本町ビル、NBFユニックスビル、NBF新潟テレコムビル、サンマリオンNBFタワー、NBF堺東ビル、NBF四条烏丸ビル、NBF広島立町ビル、広島袋町ビルディング、NBF博多祇園ビル  |
| 大和不動産鑑定株式会社  | 大和生命ビル、西新宿三井ビルディング、ゲートシティ大崎、虎ノ門琴平タワー、NBF銀座通りビル、NBF虎ノ門ビル、NBF ALLIANCE、四谷メディカルビル、NBF渋谷イースト、NBF芝公園ビル、NBF赤坂山王スクエア、NBF東銀座スクエア、NBF小川町ビルディング、NBF池袋タワー、NBF池袋シティビル、NBF馬比寿南ビル、中野坂上サンブライトツイン、NBF豊洲キャナルフロント、NBF豊洲ガーデンフロント、新川崎三井ビルディング、パレール三井ビルディング、NBF厚木ビル、NBF宇都宮ビル、NBF浦和ビル、新浦安センタービルディング、NBF名古屋広小路ビル、アクア堂島NBFタワー、信濃橋三井ビルディング、堺筋本町センタービル、アクア堂島東館 |
| 財団法人日本不動産研究所 | NBF南青山ビル、芝公園高橋ビル、NBF熊本ビル   |

- 3. 上記の「取得価格」は、本投資法人と売主の間の譲渡契約に表示された数値であり、取得諸経費、固定資産税、 都市計画税及び消費税を除いております。
- 4. 上記の「貸借対照表計上額」は土地、建物、構築物、機械及び装置、工具器具及び備品もしくは信託が保有する これらの資産及び無形固定資産(借地権、地上権、施設利用権など)と長期前払費用との合計の取得価額(取得 にかかわる諸費用を含む)から減価償却累計額を控除した価額です。なお建設仮勘定(信託建設仮勘定含む)及 び本投資法人による敷金及び保証金は上記の「貸借対照表計上額」に含めておりません。
- 5. 「西新宿三井ビルディング」の取得価格は平成14年9月30日及び平成18年4月24日の取得価格の合計額です。
- 6.「虎ノ門琴平タワー」の取得価格は平成 16 年 11 月 30 日及び平成 18 年 4 月 24 日の取得価格の合計額です。
- 7. 「NBF日本橋室町センタービル」の取得価格は平成 13 年 5 月 23 日及び平成 16 年 12 月 24 日の取得価格の合計額です。
- 8. 「NBF須田町ヴェルデビル」の取得価格は平成 15 年 12 月 25 日及び平成 19 年 6 月 11 日の取得価格の合計額です。
- 9.「中野坂上サンブライトツイン」の取得価格は平成14年2月1日、同年3月26日、平成19年3月23日及び平成

20年3月14日の取得価格の合計額です。

- 10.「つくば三井ビルディング」の取得価格は平成13年5月23日及び平成15年3月28日の取得価格の合計額です。
- 11. 「中目黒G T タワー」の取得価格は平成 15 年 2 月 3 日、平成 15 年 9 月 1 日及び平成 17 年 9 月 27 日の取得価格の合計額です。
- 12. 「シーノ大宮ノースウィング」の取得価格は平成16年10月1日及び平成16年11月1日の取得価格の合計額です。
- 13. 「札幌エルプラザ」の取得価格は平成 15 年 11 月 5 日、平成 16 年 3 月 5 日、平成 16 年 11 月 30 日及び平成 17 年 10 月 5 日の取得価格の合計額です。
- 14. 「NBF名古屋広小路ビル」の取得価格は平成16年3月30日及び平成20年3月17日の取得価格の合計額です。
- 15. 投資比率及び地域区分毎の投資比率は価格(不動産鑑定評価額)合計に対する比率の小数点第2位を四捨五入して求めております。

# ② 投資不動産及び信託不動産の内容

# A. テナント等の概要

本件不動産に関する賃貸状況の概要は次のとおりです。(平成20年12月31日現在)

| 地域     | 物件名称           | 第 15 期<br>総賃貸収入<br>(百万円) | 総賃貸可能<br>面積(㎡) | 総賃貸面積<br>(㎡) | 稼働率   |   | 延べテナン | ント数  |
|--------|----------------|--------------------------|----------------|--------------|-------|---|-------|------|
|        | 大和生命ビル         | 1, 937                   | 27, 640        | 24, 725      | 89. 5 |   | 61    |      |
|        | 西新宿三井ビルディング    | 1, 497                   | 32, 968        | 32, 968      | 100.0 | (99.0)  | 1     | (25) |
|        | 芝NBFタワー        | 1, 186                   | 24, 728        | 24, 728      | 100.0 |   | 27    |      |
|        | NBFプラチナタワー     | 1,514                    | 33, 503        | 33, 503      | 100.0 |   | 5     |      |
|        | NBF南青山ビル       | 555                      | 9, 618         | 9, 618       | 100.0 |   | 9     |      |
|        | ゲートシティ大崎       | 1, 172                   | 20, 714        | 20, 714      | 100.0 | (99.9)  | 1     | (64) |
|        | 虎ノ門琴平タワー       | 1,070                    | 16, 848        | 16, 848      | 100.0 | (100.0)   | 1     | (21) |
|        | NBF日本橋室町センタービル | 957                      | 16, 306        | 16, 306      | 100.0 |   | 14    |      |
|        | 中目黒GTタワー       | 1, 137                   | 21, 423        | 21, 423      | 100.0 | (100.0)   | 1     | (18) |
|        | NBF銀座通りビル      | -                        | 3, 440         | 3, 440       | 100.0 |   | 1     |      |
|        | 新宿三井ビルディング二号館  | 769                      | 14, 921        | 14, 221      | 95. 3 |   | 43    |      |
|        | GSKビル          | -                        | 20, 426        | 20, 426      | 100.0 |   | 1     |      |
|        | NBF虎ノ門ビル       | 578                      | 10, 123        | 9, 320       | 92. 1 |   | 11    |      |
| 車      | 興和西新橋ビルB棟      | _                        | 10, 088        | 10, 088      | 100.0 | (97.8)  | 3     | (14) |
| 東京都心   | 第2新日鐵ビル        | -                        | 17, 338        | 17, 338      | 100.0 | (99.3)  | 2     | (34) |
| 心      | NBF ALLIANCE   | 249                      | 4, 043         | 2, 555       | 63. 2 |   | 6     |      |
| 部      | 四谷メディカルビル      | 263                      | 7, 450         | 7, 450       | 100.0 | (86.3)  | 1     | (36) |
|        | 渋谷ガーデンフロント     | -                        | 8, 258         | 8, 258       | 100.0 |   | 1     |      |
|        | NBF渋谷イースト      | 225                      | 4, 993         | 4, 993       | 100.0 |   | 5     |      |
|        | NBF芝公園ビル       | 344                      | 7, 087         | 7, 087       | 100.0 | (98.6)  | 7     | (16) |
|        | NBF高輪ビル        | 345                      | 10, 473        | 10, 258      | 97. 9 |   | 4     |      |
|        | NBF赤坂山王スクエア    | 279                      | 5, 258         | 5, 258       | 100.0 |   | 7     |      |
|        | 芝公園高橋ビル        | 182                      | 3, 431         | 3, 431       | 100.0 |   | 7     |      |
|        | 住友電設ビル         | -                        | 5, 991         | 5, 991       | 100.0 | 100.0     (86.3)       100.0     1       100.0     5       100.0     (98.6)       7     97.9       100.0     7       100.0     7       100.0     1       100.0     8       100.0     1       195.3     12 | 1     | ,    |
|        | NBF東銀座スクエア     | 259                      | 4, 871         | 4,871        | 100.0 |   | 8     |      |
|        | NBF小川町ビルディング   | 199                      | 4, 805         | 4,805        | 100.0 | (100.0)   | 1     | (11) |
|        | NBF池袋タワー       | 234                      | 5, 652         | 5, 389       | 95. 3 |   | 12    | ,    |
|        | NBF池袋シティビル     | 204                      | 5, 127         | 4, 936       | 96. 3 |   | 11    |      |
|        | NBF須田町ヴェルデビル   | -                        | 2, 971         | 2,855        | 96. 1 |   | 3     |      |
|        | NBF恵比寿南ビル      | 62                       | 1, 595         | 1,595        | 100.0 |   | 3     |      |
|        | 中野坂上サンブライトツイン  | 1, 267                   | 32, 082        | 32, 082      | 100.0 |   | 8     |      |
|        | NBF豊洲キャナルフロント  | 1, 156                   | 36, 668        | 36, 655      | 100.0 |   | 9     |      |
|        | NBF豊洲ガーデンフロント  | 1, 171                   | 28, 330        | 28, 330      | 100.0 |   | 3     |      |
|        | 新川崎三井ビルディング    | 1,002                    | 27, 924        | 27, 924      | 100.0 | (100.0)   | 1     | (17) |
| 東      | 横浜STビル         | 783                      | 20, 069        | 18, 405      | 91. 7 |   | 85    |      |
| 京周     | パレール三井ビルディング   | 286                      | 12, 545        | 12, 545      | 100.0 | (95.8)  | 1     | (34) |
| 東京周辺都市 | NBF厚木ビル        | 143                      | 5, 230         | 5, 107       | 97.7  |   | 18    |      |
| 市      | つくば三井ビルディング    | 510                      | 16, 755        | 15, 329      | 91. 5 |   | 67    |      |
| 部      | NBF宇都宮ビル       | 145                      | 6, 197         | 5, 793       | 93. 5 |   | 33    |      |
|        | シーノ大宮ノースウィング   | 808                      | 20, 698        | 20, 344      | 98. 3 |   | 34    |      |
|        | NBF浦和ビル        | 113                      | 3, 455         | 3, 455       | 100.0 |   | 14    |      |
|        | 新浦安センタービルディング  | 649                      | 22, 789        | 21, 064      | 92. 4 |   | 39    |      |
|        | NBF松戸ビル        | 125                      | 4, 770         | 4, 166       | 87.3  |   | 22    |      |

| 地域    | 物件名称         | 第 15 期<br>総賃貸収入<br>(百万円) | 総賃貸可能<br>面積(㎡) | 総賃貸面積<br>(㎡) | 稼働率   | (%)    | 延べテナ | ント数      |
|-------|--------------|--------------------------|----------------|--------------|-------|--------|------|----------|
| 地方都市部 | 札幌エルプラザ      | 324                      | 11, 396        | 11, 396      | 100.0 |        | 12   |          |
|       | NBF札幌南二条ビル   | 109                      | 5, 351         | 5, 351       | 100.0 |        | 4    |          |
|       | NBF仙台本町ビル    | 210                      | 7, 539         | 7, 415       | 98. 4 |        | 9    |          |
|       | NBFユニックスビル   | 272                      | 13, 390        | 11, 848      | 88. 5 |        | 51   |          |
|       | NBF新潟テレコムビル  | 217                      | 10, 214        | 7, 539       | 73.8  |        | 33   |          |
|       | NBF名古屋広小路ビル  | 294                      | 9, 890         | 8, 748       | 88. 5 |        | 13   |          |
|       | アクア堂島NBFタワー  | 842                      | 21, 917        | 20, 514      | 93.6  |        | 42   |          |
|       | 信濃橋三井ビルディング  | 741                      | 25, 237        | 25, 237      | 100.0 | (97.2) | 1    | (56)     |
|       | サンマリオンNBFタワー | 469                      | 14, 954        | 14, 193      | 94. 9 |        | 30   |          |
|       | 堺筋本町センタービル   | 340                      | 11, 438        | 10, 847      | 94.8  |        | 43   |          |
|       | NBF堺東ビル      | 131                      | 5, 308         | 5, 125       | 96. 5 |        | 20   |          |
|       | アクア堂島東館      | 119                      | 3, 243         | 2, 813       | 86.7  |        | 19   |          |
|       | NBF四条烏丸ビル    | 91                       | 3, 931         | 3,730        | 94. 9 |        | 18   |          |
|       | NBF広島立町ビル    | 151                      | 5, 612         | 5, 076       | 90.5  |        | 25   |          |
|       | 広島袋町ビルディング   | 40                       | 1, 309         | 1, 309       | 100.0 |        | 17   |          |
|       | NBF博多祇園ビル    | 157                      | 5, 416         | 5, 416       | 100.0 |        | 8    |          |
|       | NBF熊本ビル      | 126                      | 7, 913         | 5, 909       | 74. 7 |        | 9    |          |
| 合計    |              | 31, 218                  | 763, 658       | 739, 061     | 96.8  | (96.4) | 946  | (1, 271) |

- (注) 1. 上表の数値は、特段の記載がない限り、本投資法人または信託受託者を賃貸人とする賃貸借契約に関するものです(当該 賃貸借契約に基づく転貸借契約を反映していません。)。以下の注書きにおいて「テナント」とは当該賃貸借契約の賃借人 を意味します。
  - 2. 上表の「第15期総賃貸収入」は各物件の営業収益の合計であり、百万円未満を切り捨てで表示しています。
  - 3. 上表の「第 15 期総賃貸収入」が「一」となっている物件については、主要テナントとの賃貸借契約に記載された月額契約賃料が当該物件のすべてのテナントとの間の賃貸借契約に記載された月額契約賃料合計の 80%以上を占めており、かかる主要テナントから月額契約賃料を開示することにつき同意を得られていないため、やむを得ない事情により開示できない場合として記載していません。
  - 4. 上表の「総賃貸可能面積」とは、特段の記載がない限り、一定の時点における一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設における貸付が可能な事務所、店舗、倉庫及び住宅の合計面積(原則として共用部分等を除きますが、一棟貸等により共用部分等を含めて貸し付けている場合には当該面積を含みます。)のうち本投資法人の持分に相当するものとして算出された面積をいいます。
  - 5. 上表の「総賃貸面積」とは、特段の記載がない限り、賃貸借契約において賃貸面積として記載されている面積のうち本投資法人の持分に相当する面積をいいます。
  - 6. 上表の「総賃貸可能面積」及び「総賃貸面積」はともに小数点未満を四捨五入しています。
  - 7. 上表の「稼働率」とは、各物件の「総賃貸可能面積」に占める「総賃貸面積」の割合(小数点以下第2位を四捨五入)で
  - 8. 興和西新橋ビルB棟、第2新日鐵ビル、四谷メディカルビル及びNBF芝公園ビルは、テナントが転借人に転貸借(サブリース)を行っている物件であり、その住宅部分については、転借人への賃貸借状況によりテナントが支払う賃料が変動しうる賃貸借契約が締結されています。これらの物件の「稼働率」の括弧内には、「総賃貸可能面積」に対する、住宅部分の転借人に係る「総賃貸面積」及び住宅部分以外の「総賃貸面積」の合計が占める割合を記載しています。また、これらの物件の「延ベテナント数」の括弧内には、住宅部分にかかる転借人及び住宅部分以外にかかるテナントの合計数を記載しています。
  - 9. 西新宿三井ビルディング、ゲートシティ大崎、虎ノ門琴平タワー、中目黒GTタワー、四谷メディカルビル、NBF小川町ビルディング、新川崎三井ビルディング、パレール三井ビルディング及び信濃橋三井ビルディングは、テナントが転借人に転貸借(サブリース)を行っている物件であり、転借人への賃貸借状況によりテナントが支払う賃料が変動しうる賃貸借契約が締結されています。これらの物件の「稼働率」の括弧内には、「総賃貸可能面積」に対する、転借人に係る「総賃貸面積」が占める割合を記載しています。また、これらの物件の「延ベテナント数」の括弧内には、転借人の合計数を記載しています。
  - 10. 上表の「延ベテナント数」について、一のテナントが複数の賃貸借契約を締結している場合、同一物件については一のテナントとして、複数の物件にわたる場合は、複数のテナントとする方法で「延ベテナント数」を算定しています。「延ベテナント数」については、本投資法人が所有権(区分所有の場合には区分所有権)ではなく、持分(区分所有の場合には区分所有権に対する持分)を有する場合であっても、その持分にかかわりなく、所有または区分所有の対象全体についての数値を記載しています。

# B. 上位 10 テナントに関する情報

平成20年12月31日現在の賃貸面積ベースの上位10社は、以下の表のとおりです。

|                    |               | 賃貸面積<br>(㎡) |                   | 全賃貸面積に占 |
|--------------------|---------------|-------------|-------------------|---------|
| テナント名              | 賃貸物件          |             | 契約満了日             | める賃貸面積の |
|                    |               | (111)       |                   | 割合 (%)  |
|                    | 西新宿三井ビルディング   |             | 平成 22 年 9 月 30 日  |         |
|                    | ゲートシティ大崎      |             |                   |         |
|                    | 虎ノ門琴平タワー      |             |                   |         |
|                    | 中目黒GTタワー      |             |                   |         |
| 1. 三井不動産㈱          | 四谷メディカルビル     | 169, 913    |                   | 23. (   |
|                    | NBF小川町ビルディング  |             |                   |         |
|                    | 新川崎三井ビルディング   |             |                   |         |
|                    | パレール三井ビルディング  |             |                   |         |
|                    | 信濃橋三井ビルディング   |             |                   |         |
| 2. 日本アイ・ビー・エム(株)   | NBF豊洲キャナルフロント | 28, 184     | 平成 21 年 12 月 31 日 | 3.8     |
|                    | GSKビル         | 00 515      | 平成 22 年 9 月 30 日  | 2.      |
| 3. グラクソ・スミスクライン(株) | NBFユニックスビル    | 20, 515     |                   |         |
| 4. ㈱博報堂DYホールディングス  | NBF豊洲ガーデンフロント | 18, 781     | 平成 25 年 3 月 31 日  | 2.      |
| L L A / II PA/HI   | NBFプラチナタワー    | 17 005      | 平成 22 年 11 月 30 日 | -       |
| 5. アクサ生命保険㈱        | つくば三井ビルディング   | 17, 895     |                   | 2.      |
|                    | 新宿三井ビルディング二号館 | 10.050      | 亚色01年0月01日        |         |
| 6. 富士ゼロックス㈱        | 中野坂上サンブライトツイン | 16, 252     | 平成 21 年 3 月 31 日  | 2. 2    |
| 7. 新日本製鐵㈱          | 第2新日鐵ビル       | 15, 333     | 平成 21 年 11 月 30 日 | 2.      |
|                    | 渋谷ガーデンフロント    |             | 平成 21 年 7 月 31 日  |         |
| 0 1=1/2 -2 -2 -44  | NBF札幌南二条ビル    | 14 070      |                   |         |
| トランス・コスモス(株)       | NBF名古屋広小路ビル   | 14, 370     |                   | 1.9     |
|                    | NBF熊本ビル       |             |                   |         |
| 9. ㈱日経BP           | NBFプラチナタワー    | 13, 135     | 平成 21 年 11 月 30 日 | 1.8     |
| 10 (44)            | 中野坂上サンブライトツイン | 0 500       | ₩# 00 F C H 00 H  |         |
| 10. ㈱整理回収機構        | NBF名古屋広小路ビル   | 8, 569      | 平成 22 年 6 月 30 日  | 1.2     |

- (注) 1. 上表の数値は、本投資法人または信託受託者を賃貸人とする賃貸借契約に関するものです(当該賃貸借契約に基づく転貸借契約を反映していません。)。以下の注書きにおいて「テナント」とは当該賃貸借契約の賃借人を意味します。
  - 2. 上表の「賃貸面積」は、特段の記載がない限り、賃貸借契約において賃貸面積として記載されている面積のうち本投資法人の持分に相当する面積をいいます。また、各テナントが本件不動産につき複数の賃貸借契約を締結している場合には、各賃貸借契約の賃貸面積の合計です。
  - 3. 上表の「契約満了日」は、テナントが複数の賃貸借契約を結んでいる場合には、最も早く契約満了日が到来する賃貸借契約の契約満了日を記載しています。
  - 4. 上表の「全賃貸面積に占める賃貸面積の割合」は平成20年12月31日時点で本投資法人が保有する本件不動産の全賃貸面積に対して各テナントの賃貸面積の占める割合(小数点第2位を四捨五入)です。
  - 5. 上表のテナントとの賃貸借契約のうち定期賃貸借契約は、以下のとおりです。

アクサ生命保険㈱(NBFプラチナタワー 契約満了日: 平成 22 年 11 月 30 日)

新日本製鐵㈱(第2新日鐵ビル 契約満了日:平成21年11月30日)

㈱日経BP (NBFプラチナタワー 契約満了日: 平成 21 年 11 月 30 日)

トランス・コスモス㈱(NBF札幌南二条ビル 契約満了日:平成21年10月31日)

- 6. グラクソ・スミスクライン㈱とのGSKビルに係る賃貸借契約の契約期間は、日本の一般の賃貸借契約に比して長期(契約満了日:平成22年9月30日)ですが、定期賃貸借契約ではありません。同賃貸借契約にはグラクソ・スミスクライン㈱のGSKビルに係る優先交渉権があり、賃貸人である信託受託者が、賃貸期間中、GSKビルを売却する場合には、まず賃借人であるグラクソ・スミスクライン㈱に対して売却を申し入れ、当該賃借人を最優先として交渉をすることになります。なお、賃貸人である信託受託者は売却の義務を負うものではありません。
- 7. トランス・コスモス㈱との渋谷ガーデンフロントに係る賃貸借契約の契約期間は、日本の一般の賃貸借契約に比して長期(契約満了日:平成 21 年 9 月 30 日)ですが、定期賃貸借契約ではありません。
- 8. ㈱博報堂DYホールディングスとのNBF豊洲ガーデンフロントに係る賃貸借契約の契約期間は、日本の一般の賃貸借契約に比して長期(契約満了日:平成25年3月31日)ですが、定期賃貸借契約ではありません。